

新市まちづくり計画

令和5年12月

長浜市

第1章 序論

はじめに	1
1 合併の背景と必要性	2
(1) 少子高齢化への取り組み	3
(2) 住民ニーズの質的变化への対応	3
(3) 地方分権の推進と協働によるまちづくり	4
(4) 行財政基盤の強化	4
(5) 共通する地域課題への対応	4
(6) 都市間競争への対応	5
2 合併の効果	5
(1) 地理的な広がり与交流の高まり	6
(2) 都市拠点性の向上	6
(3) 行財政の効率化と自治体規模の拡大	7
3 新市まちづくり計画策定方針	7
(1) 計画の意義	7
(2) 計画の構成	8
(3) 計画の期間	8

第2章 地域の概況

1 地域の現状	9
(1) 位置・地勢	9
(2) 気候	10
(3) 面積	10
(4) 歴史・沿革	10
(5) 人口・世帯	12
① 定住人口	12
② 交流人口	13
(6) 産業	14
(7) 財政	18
(8) 都市	20
2 地域の課題	21
(1) 雇用の場と多様な産業の創出	21
(2) 自然とひととの共生と資源循環型社会の形成	23
(3) 地域で活躍する多様な人材の育成	23
(4) 少子高齢化に対応したセイフティネットの確保	24
(5) 住民の安心と安全の確保	25
(6) 拠点機能の形成とバランスある都市発展	25
(7) 住民自治によるまちづくりの展開	25
(8) 自立した自治体の形成と住民ニーズへの的確な対応	26

第3章 主要指標の見通し

1 人口の推移	27
(1) 総人口の推移	27

(2) 年齢3区分別人口の推移	28
2 世帯の推移	29

第4章 新市のまちづくりの基本方針

1 新市の基本理念と将来像	30
～ひと・まち・みどりが結び合う協力創造都市～	
2 新市のまちづくりの基本目標	31
(1) 地域活力の源泉となる多様な産業づくり	31
(2) 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり	32
(3) 地域全体の人間力を育むひとづくり	32
(4) 結いの心で結ぶセイフティネットづくり	33
(5) 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり	33
(6) 自律と協働による住民自治のまちづくり	34
3 都市構造の形成方針	34
(1) 共生ゾーン	35
(2) 都市創造エリア	35
(3) 連携軸	36

第5章 新市の施策

○施策の体系	38
1 地域活力の源泉となる多様な産業づくり	39
2 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり	42
3 地域全体の人間力を育むひとづくり	47
4 結いの心で結ぶセイフティネットづくり	50
5 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり	53
6 自律と協働による住民自治のまちづくり	55

第6章 自律と協働で進める「協力創造都市」プロジェクト

1 「未来を拓く新産業づくり」プロジェクト	58
2 「なごみと文化の暮らしづくり」プロジェクト	60
3 「資源が光る活力あるまちづくり」プロジェクト	62
4 「支え結び合うコミュニティづくり」プロジェクト	64
5 「食と健康の安心づくり」プロジェクト	66

第7章 新市における県事業の推進

1 県との協働・連携	68
2 新市における主な県や国の事業	68

第8章 公共的施設の統合整備

第9章 財政計画

1 財政運営の基本方針	71
2 財政計画	72

[参考資料] 用語解説	76
-------------	----

第1章 序論

○ はじめに

今、地方自治のあり方が問われ、地方自治体を取り巻く環境がめまぐるしく変化しつつあります。この変化は、戦後50年以上続いてきた地方自治制度を、根幹から変革する可能性をはらんだ「地方分権」という大きな流れに代表されます。しかし、見方を変えると、住民のみなさんに最も身近な存在である市町にとっては、住民自治のあり方を見直し、より高めていく大きなチャンスになる転換期とも考えられます。

ところで、急激な少子高齢社会の到来や2006年をピークとして日本の総人口が減少していくといった、かつて経験したことがない劇的な社会構造の変動がすでに始まっています。また、国と地方をあわせて700兆円（平成16年度末）と言われる借入残高に見られるように、国・地方がともに直面する財政危機は対応の仕方によっては、より危機的な状況へ陥る恐れをはらんでいます。今、こうしたことへの真剣な対応が、私たちの基礎的自治体や住民に求められていると言えます。

しかしながら、地方分権や地方自治の確立の前提である国・地方の税財源の配分の見直しなど、地方の自主財源の確保へとようやく一歩踏み出したばかりで、真の地方分権の確立には至っていない状況にあります。

このように先行きが不透明で、厳しい状況にありますが、基礎的自治体である市町は、将来にわたって、誰もが安心できる住民福祉の向上とともに、地域の持続的な発展をめざしていかなければなりません。

今まさに、その正念場を迎えている時だと言えます。

1 合併の背景と必要性

長浜市、浅井町、びわ町（以下「1市2町」という。）との間で、合併が必要とされる背景には、行財政運営を取り巻く大きな環境変化があります。

また、少子高齢社会到来による行政サービスの需給バランスの変化や、住民の日常生活の行動範囲と行政区域との間での行政サービスのミスマッチも背景として考えられます。

一方、地方分権の推進に加え、協働によるまちづくりの動きが、市町の経営体質の強化を求め、急激な社会構造の変化は、市町が行財政基盤の強化を不可欠なものとしています。

こうしたなか、従来から、隣接した地域にあり、生活面や経済面で結びつきが強い1市2町の関係のなかで、市町合併を、地域経営に関わる構造的な改革の手法の一つとして捉え、「財政の仕組みを一つにすることによる効率的な行財政システムの構築」「広域化している地域が一体となって取り組むまちづくり」といった2つの面でとらえる必要があります。

つまり、市町合併にあたっては、住民サービスを身近な立場で担い、地域の課題を解決していく責任を有する基礎的自治体として私ども市町が、将来にわたってその役割を安定して、継続的に果たしていくためには、どのような自治体が望ましいのかを十分に念頭においたうえで、考えていかなければなりません。

現在、1市2町は、それぞれにおいて、行財政の効率化や情報化、情報公開、住民参加など、自治体の改革に取り組んでいますが、これらの取り組みは、単一の自治体としての行財政改革です。一方、こうした取り組みと比べると、今回の市町合併は、1市2町という3つの自治体が合併という手段で共同して取り組む行財政改革となるものであり、また、住民生活など多くの面で広域化している1市2町が一体となって取り組むまちづくりでもあることから、その可能性もより一層広がるものと思われます。

(1) 少子高齢化への取り組み

前述のように、全国的に少子高齢化が進展しており、2006年以降は日本の総人口が減少していくことが見込まれています。1市2町においても、全国の傾向と同様に少子高齢化が進展しています。なかでも、1市2町の全体人口に占める高齢化率（65歳以上の割合）は、19.3%（平成16年3月末日現在：滋賀県推計人口）と県全体の高齢化率（同日現在：滋賀県推計人口）よりも1.7%高い状況であり、今後においても、高齢化が一層進展していくことが見込まれます。

人口推移は、平成12年国勢調査結果では、前回の平成7年調査人口を上回り、1市2町の合計人口は全体として増加傾向にあります。

しかし、少子化の進展に伴う生産年齢人口の減少や高齢化の進展は、地域の経済活動や地域コミュニティの活力に影響を及ぼすとともに、保健・福祉・医療に対する行政需要をますます増大させていくものと考えられます。

このため、今後の自治体には、さまざまな提供主体が役割を分担しあうなかで、子育て支援や医療体制の充実、多様な健康・福祉サービスの提供などを効率的に実施するだけでなく、合併により行政基盤を強化し、より質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を整備し、安心と快適が確保された住みやすいまちづくりを進めていくことが求められています。

(2) 住民ニーズの質的变化への対応

高学歴化、職業の多様化をはじめ、ゆとりやうるおいのあるライフスタイルの実現など人びとの価値観は、「もの」の豊かさから、時間や文化、健康など「こころ」の豊かさへと変化しつつあります。

一方、市街地の拡大や交通手段等の進展により日常生活圏の広域化が著しく進んできました。特に1市2町では、幹線道路の整備や、長浜市内での商業集積や医療機関のリニューアル、浅井町やびわ町での事業所の設置などにより、通勤・通学、買物をはじめ、経済活動、医療・福祉など広い分野にわたり行政区域を越えたヒト、モノ、情報の流れが活発化しています。

今後、住民ニーズの高度化や多様化、生活圏の広域化に对应していくためには、行財政運営の効率化を図りながら、広域的な観点からの総合的なまちづくりを進めていくことが必要です。

(3) 地方分権の推進と協働によるまちづくり

平成12年4月に施行された「地方分権一括法」に加えて、現在進められている「三位一体改革」などは、国に依存した中央集権的、画一的なこれまでの行政の仕組みを根底から変える動きであり、「住民に身近な行政は市町村で」という考え方のもとに、急速に地方分権が進められています。

そのため、これからの市町村は、これまで国や県が持っていた権限を得て自己責任に加え、自己決定権を拡充し、住民が望む専門的かつ高度なサービスを、これまで以上に提供できる力を養う必要があります。

1市2町においても、住民にもっとも身近な総合行政体として、十分な役割を担えるように体質の強化を図ることが求められています。

一方、住民が行政運営に積極的に参画し、住民と行政が協働してまちづくりを進める住民自治の社会を実現することが望まれます。長浜市では、市民協働のまちづくりが活発であり、浅井町やびわ町でも、相互扶助の精神に基づいた自治活動が行われています。協働によるまちづくりを推進するためには、このような1市2町の動きを促進していくことが期待されます。

(4) 行財政基盤の強化

景気の長期的な低迷などにより、国および地方自治体の財政状況は厳しいものがあります。今後、人口の減少や産業の空洞化が進む場合、国内の消費市場や労働市場が従来と同程度に拡大することは考えられず、歳入の縮小がさらに進む可能性があります。

1市2町においても、財源の多くを国・県に依存しており、財政状態は楽観視できる状態にはありません。すでに、国は地方財政制度の見直しを進めており、今後、地方自治体の主要な財源である地方交付税や国庫支出金等が減少することが明らかとなっています。このようななかにあっては、行政コストの削減を図り、限られた財源を効率的かつ効果的に運用していくことにより、行政サービスを維持・向上させる必要があります。このためには、財政基盤の強化と効率的な行政運営の仕組みを構築していくことが必要です。

(5) 共通する地域課題への対応

1市2町では、これまで工業団地が順次整備されてきており、新しい企業の立地も見られます。特に長浜市では、びわ湖環境ビジネスメッセや長浜バイオ

大学の設立などにより、新しい産業の芽が育ちつつありますが、既存研究機関や製造業の集積のほか既存企業の技術力等を生かした新しい産業の仕組みづくりを進めなければなりません。また、姉川や伊吹山系などの自然資源や、様々な歴史文化資産を共有した地域であることから、こうした資源・資産を生かした観光の振興や自然環境の保全など、共通する地域課題を抱えています。また、JR北陸本線の直流化など、今後、整備される交通網の利便性を生かした交流人口の増加、地域経済の活性化への取り組みをはじめ、1市2町に共通する様々な課題に柔軟かつ効果的に対応するため、一体的な行政を展開することが求められています。

(6) 都市間競争への対応

全国的な規模で市町村合併が進むなか、1市2町の周辺市町でも合併や合併協議が進められており、市町村の人口規模の拡大が進む一方で、今後、少子高齢化の進展や地方分権による市町村の自立性の要求の高まりとともに、表面化してくる都市間競争に対抗できる都市基盤・財政基盤を整えていくことが必要です。

1市2町では、共通の地域資源や生活基盤が多く、これらの特性を合併による相乗効果によってその可能性を伸ばしていくとともに、新たな将来像を描き出し、滋賀県東北部地域の中核となりうる拠点都市機能の向上など、当地域ならではの魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

2 合併の効果

1市2町の合併の効果は、合併に伴うスケールメリットを背景として、「地理的な広がり与交流の高まり」「都市拠点性の向上」「行財政の効率化と自治体規模の拡大」という3つの面に現れるものと考えられます。

このうち、「地理的な広がり与交流の高まり」は、住民にとっての利便性と選択性の向上、交流と触発による新たなチャレンジにつながり、「都市拠点性の向上」は、県の東北部地域における中核都市機能の向上や都市間競争における優位性を高め、「行財政の効率化と自治体規模の拡大」は、重点投資と行政サービス向上に寄与するものと考えられます。

(1) 地理的な広がり与交流の高まり

1市2町の合併により、地理的、空間的に大きな広がりを見せ、今までにないヒト、モノ、情報の交流が生まれ、新たな方向へと展開していくものと思われます。

① 住民の利便性の向上

1市2町の合併により、保健・福祉・医療、スポーツ・レクリエーションなどの行政サービスを、今まで以上に便利に利用できる区域が双方に広がり、例えば、公共施設の利用においても選択の幅が広がり、住民の利便性が向上します。

② 広域的観点に立ったまちづくり

1市2町の合併により、行政区域が拡大すると、より広域的な観点から適切な土地利用を図ることができ、地域の状況を生かした計画的なまちづくりが可能になります。特に1市2町では、新産業の展開や工業・観光・農林水産業の振興、環境の保全などの観点から、重複投資を回避しつつ、広域的視点に立ったまちづくりが可能となります。

③ 交流・連携によるまちづくり

1市2町の合併により、今までになかった新たな交流や連携が生まれ、自らのまちづくりとして様々な住民組織の活動が活発化することによって、それぞれの地域にあった特性や資源をうまく相互に有効活用できるなど、新しい魅力づくりの可能性が生まれます。

(2) 都市拠点性の向上

産業経済活動や文化などの振興を図り、人びとの暮らしを生き生きとしたものにするためには、地域の活力の源泉となる人口の集積が必要とされます。また、人口集積を背景として、新市の都市としての拠点性や位置づけを高め、商業機能・業務機能・生活文化機能などの都市的機能の高度化を図り、ひいては、近隣地域を含めた生活環境の向上、地域経済の活性化にも資するものと考えられます。

県内においても、今回の合併により、甲賀市、湖南市、野洲市をはじめ、高島市、東近江市、米原市が誕生しており、ここでは、今まで以上に人口の集積が図られるものと思われます。こうした状況は、全国的に進んでおり、

これらの諸都市との都市間競争も想定されることから、1市2町が合併することは、合併効果を背景として、将来に向けての都市戦略の一つになるものです。

(3) 行財政の効率化と自治体規模の拡大

自治体はその規模の大小にかかわらず、行政運営上、最低限の経費が必要とされ、このため、小規模な自治体ほど人口一人あたりの歳出額や職員数は多くなる傾向にあります。1市2町の合併により、人口規模が大きくなると、そのスケールメリットにより、行政サービスの水準を下げずに人口一人あたりの歳出額や職員数の削減が一定可能となり行財政の効率化が図られます。

① 重点的な投資による基盤整備の推進

1市2町の合併により、歳出面において重複する経費を縮減し、余剰財源を生み出すことによって、一定水準の公共サービスの提供や重点的な公共投資が可能となります。

② 行政サービスの維持・向上

1市2町の合併により、従来からの行政サービスを維持するとともに、スケールメリットにより生み出される財源、人材、施設を有効に活用することにより、保健・福祉・医療・教育などをはじめ、様々な分野で、必要に応じて専門的なサービス提供ができるようになります。行政内部においても、人材交流が進むことから職員の資質向上にもつながります。こうしたことにより、全般的に住民サービスが向上することが期待されます。

3 新市まちづくり計画策定方針

(1) 計画の意義

市町村建設計画（以下「新市まちづくり計画」という。）は、市町村の合併の特例に関する法律により、合併協議会で作成することが定められています。

この計画は、1市2町の住民の皆さんに新市のまちづくりのビジョンを示すとともに、新市のマスタープランとしての役割を果たし、新市が将来進んでいく方向性を示すものです。

とりわけ、この計画では、自らが有する権限と責任の範囲が拡大する地方

分権時代にあつて、自立を念頭においた一つの都市にふさわしいまちづくりの方向性や施策をとりまとめることとします。

(2) 計画の構成

この計画は新しいまちづくりの基本方針、基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の統合整備、財政計画を中心に構成することとします。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く20年間にわたるものとしてします。

第2章 地域の概況

1 地域の現状

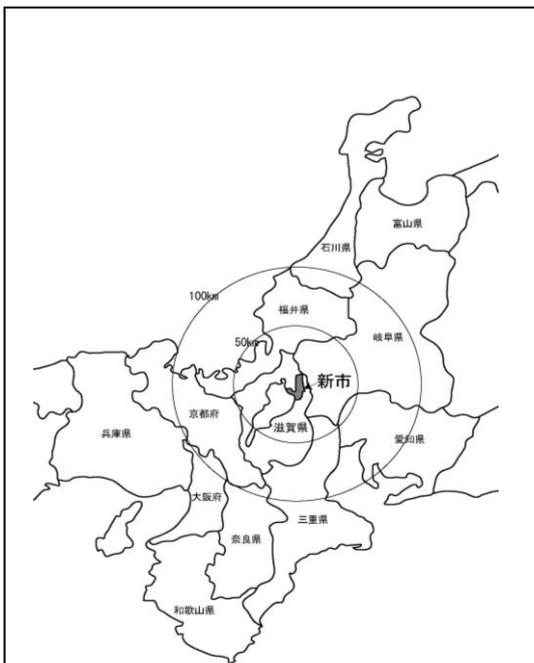
(1) 位置・地勢

この地域は、滋賀県の東北部に位置し、東に伊吹山系の山々、西に琵琶湖が広がっています。伊吹山系を源とする草野川や高時川、姉川等により形成された平野部が広がり、県内でも優れた自然景観を有する琵琶湖へとつながり、豊かな自然環境を有しています。

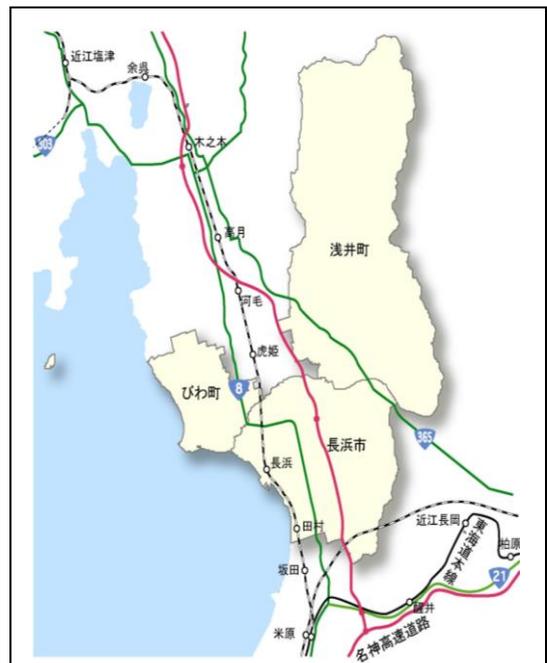
また、北国街道やこの街道と中山道を結ぶ最短経路であった北国脇往還の沿道や、戦国時代を偲ばせる長浜城や小谷城跡、姉川古戦場、さらには竹生島の宝厳寺などすぐれた歴史的遺産を有しています。

この地域は、京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市からはおおよそ60km圏域、大阪市からはおおよそ100km圏域にあり、JR北陸本線や北陸自動車道、国道8号、国道365号を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついています。さらに、平成18年秋には、JR北陸本線の長浜以北が直流化されることにより、京阪神はもとより、北陸圏域への交通利便性がますます高まるものと考えられます。

■新市の位置



■新市の構成市町



(2) 気候

気候は、春から秋にかけては穏やかで過ごしやすく、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、雪による降水量の多い日本海型の気候となっています。また、この地域の年間平均気温は14.5℃、年間平均降水量は1,472mmという気象条件を有しています。

■気候一月別平均気温（平成14年）

（単位：℃）

	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
虎姫	14.5	3.5	3.8	8.3	14.0	17.2	21.4	27.0	26.9	22.8	16.3	7.9	5.2
(今津)	14.1	3.5	3.4	7.6	13.1	16.7	20.9	26.1	26.1	22.5	16.2	7.8	5.1
(彦根)	15.1	4.5	4.7	8.5	13.9	17.2	21.8	27.3	27.4	23.4	17.2	8.9	5.9

（資料：平成14年度滋賀県統計書(彦根地方気象台「滋賀県気象年報」)

(3) 面積

新市は、東西約15km、南北約23kmで、総面積は149.57km²、滋賀県全体の面積の約3.7%を占めています。このうち、可住地面積が、80.81km²であり、新市全体の約54.0%となっています。

また、地目別の土地利用状況は、山林が21.1%、農地が28.7%、宅地が9.9%、その他が40.3%となっています。

■面積

	面積 (km ²)	可住地面積	
		面積 (km ²)	比率 (%)
長浜市	45.50	38.54	84.7
浅井町	87.09	25.45	29.2
びわ町	16.98	16.82	99.1
合計	149.57	80.81	54.0

(4) 歴史・沿革

長浜市は、天正年間に羽柴秀吉（のちの豊臣秀吉）が「今浜」を「長浜」に改名し、小谷城下などの商人たちを集めて、楽市である城下町を作ったのが現在の長浜の基礎となっています。昭和18年に、長浜町・六荘村・西黒田村・神照村・南郷里村・北郷里村・神田村の1町6か村が合併して、市制が敷かれ現在に至っています。

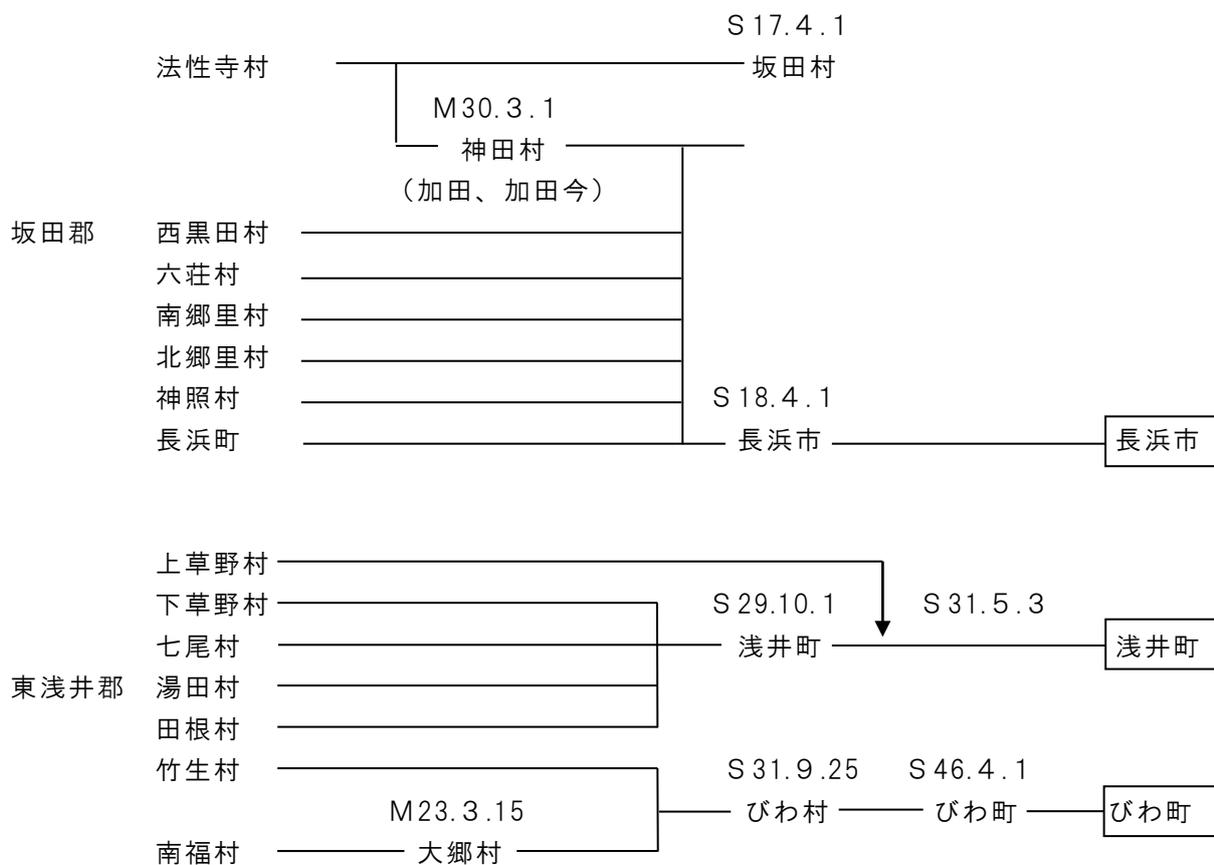
浅井町は、昭和29年に七尾村・湯田村・下草野村・田根村が合併して誕生し、さらに、昭和31年に上草野村との合併を経て、現在に至っています。郡

の名前が東浅井であり、その昔、浅井長政の領地であったことから、浅井町と名付けられました。

一方、びわ町は、昭和31年に大郷村・竹生村が合併して、琵琶湖畔にあるために豊穡な土地、多量の漁獲物など、琵琶湖に生きることの多い意味として「びわ村」と命名され、昭和46年に町制が敷かれ、現在に至っています。

■市町村合併による地域変遷図

M22.4.1 (町村制施行)



(5) 人口・世帯

① 定住人口

国勢調査では、1市2町の平成12年総人口は80,532人で、平成7年の77,339人に比べて3,193人、4.1%増加しています。最近の人口が増加している背景には、平成3年のJR北陸本線の長浜駅までの直流化による交通利便性の向上に加えて、長浜市における区画整理や民間開発、高層マンション建設などが、また、浅井町における民間開発が進められたことなどがあげられます。また、近年、びわ町の細江地先で、県住宅開発供給公社による住宅団地が整備されています。

全国的に見ると、人口をはじめ、面積などで比較すると、静岡県御殿場市（人口82,535人、面積194.63km²）や三重県名張市（人口83,291人、面積129.76km²）と同等規模の市になります。

一方、15歳未満の人口は平成12年に13,584人で、平成7年に比べ140人、1.02%減少しており、65歳以上の人口は平成12年に14,821人と平成7年に比べ1,784人、11.7%増加し、滋賀県の平均を上回って少子高齢化が進展しています。

また、1市2町の総世帯数は、平成12年に25,469世帯で、平成7年の22,987世帯に比べ2,482世帯、10.8%増加しており、1世帯あたりの人数は3.36人から3.16人へと減少しており、核家族化が進んでいることがうかがわれます。

市町別の総人口の動向(平成12年と平成16年との比較)では、長浜市では、2,271人、3.78%、浅井町では、252人、1.96%とともに増加していますが、びわ町は、33人、0.44%減少しています。高齢者人口（65歳以上人口）は、1市2町とも増加し、年少人口（15歳未満人口）は、長浜市を除いて減少傾向にあります。一方、人口の増減、少子高齢化の傾向は、市町内の地域によって異なっています。

■人口、面積

	人 口	左の全体に 占める割合	面 積	左の全体に 占める割合	可住地面積	人口密度
長浜市	60,104人	74.6%	45.50km ²	30.4%	38.54 km ²	1,321
浅井町	12,846人	16.0%	87.09km ²	58.2%	25.45 km ²	147
びわ町	7,582人	9.4%	16.98km ²	11.4%	16.82 km ²	446
計	80,532人	100.0%	149.57km ²	100.0%	80.81 km ²	538

（資料：平成12年国勢調査等）

■人口の推移

	昭和35年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年	増減率	
						H12/H7	H12/S35
長浜市	47,700人	55,485人	57,082人	60,104人	62,375人	5.29%	26.00%
浅井町	12,679人	12,281人	12,543人	12,846人	13,098人	2.42%	1.32%
びわ町	8,193人	7,987人	7,714人	7,582人	7,549人	△1.71%	△7.46%
計	68,572人	75,753人	77,339人	80,532人	83,022人	4.13%	17.44%

(資料：各年国勢調査、平成16年のみ滋賀県推計人口(10月1日現在))

■世帯数の推移

	昭和35年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年	増減率	
						H12/H7	H12/S35
長浜市	10,727	16,175	17,866	20,091	22,730	12.45%	87.29%
浅井町	2,967	3,000	3,249	3,484	3,693	7.23%	17.43%
びわ町	1,736	1,868	1,872	1,894	2,077	1.18%	9.10%
計	15,430	21,043	22,987	25,469	28,500	10.80%	65.06%

(資料：各年国勢調査、平成16年のみ滋賀県推計人口(10月1日現在))

② 交流人口

長浜市と浅井町、びわ町間の住民生活分野での交流は昔から盛んで、現在でもその結びつきには強いものがあります。

ア 通勤・通学の動向

通勤・通学人口は、平成12年の国勢調査によると、長浜市から浅井町に636人が、びわ町に633人が通勤・通学しています。一方、長浜市へは、浅井町から2,050人(29.9%)、びわ町から1,353人(31.6%)が通勤・通学しています。

■通勤者・通学者数

(単位：人)

	通勤通学者数	通勤通学先			
		長浜市	浅井町	びわ町	
居住地	長浜市	33,060	23,020(69.6%)	636(1.9%)	633(1.9%)
	浅井町	6,861	2,050(29.9%)	2,490(36.3%)	108(1.6%)
	びわ町	4,286	1,353(31.6%)	120(2.8%)	1,503(35.1%)

※ 居住地から通勤地・通学地への通勤者通学者数(資料：平成12年国勢調査)

イ 買い物の動向

平成13年度の「滋賀県消費購買動向調査」によると、消費者の買い物の動向は、浅井町からは58.9%、びわ町からは74.3%の割合の人が長浜市内で買い物をするなどといった状況になっています。

■購買動向

(単位：%)

		買い物先		
		長浜市	浅井町	びわ町
居住地	長浜市	84.6%	0.5%	0.2%
	浅井町	58.9%	24.3%	0.1%
	びわ町	74.3%	0.4%	14.5%

※ 他市町村は除外し、1市2町分のみ掲載しています。

(資料：平成13年度滋賀県消費購買動向調査)

ウ 観光の動向

平成15年滋賀県観光入込客統計調査によると、1市2町で約550万人の観光客があり、滋賀県全体の13.0%と高い割合となっています。長浜市の北国街道沿いの黒壁や大通寺などの歴史的建造物、浅井町の文化スポーツ公園、須賀谷温泉、びわ町の竹生島、南浜などが主な観光スポットとなっています。

■観光入り込み客数の推移

(単位：百人)

市町名		平成5年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
長浜市	日帰	25,222	37,509	40,984	44,132	45,703	47,733	46,967
	宿泊	1,561	1,782	1,797	2,006	2,347	2,697	2,717
	計	26,783	39,291	42,781	46,138	48,050	50,430	49,684
浅井町	日帰	2,423	2,038	2,280	2,450	2,923	2,749	2,613
	宿泊	145	122	135	130	114	84	78
	計	2,568	2,160	2,415	2,580	3,037	2,833	2,691
びわ町	日帰	2,594	2,729	2,765	3,199	2,647	2,711	2,523
	宿泊	8	8	7	51	37	46	33
	計	2,602	2,737	2,772	3,250	2,684	2,757	2,556
計	日帰	30,239	42,276	46,029	49,781	51,273	53,193	52,103
	宿泊	1,714	1,912	1,939	2,187	2,498	2,827	2,828
	計	31,953	44,188	47,968	51,968	53,771	56,020	54,931
滋賀県	日帰	344,103	394,679	397,198	394,404	407,975	408,249	393,102
	宿泊	30,962	32,390	30,744	32,718	31,973	31,681	29,818
	計	375,065	427,069	427,942	427,122	439,948	439,930	422,920

(資料：各年滋賀県観光入込客統計調査書)

(6) 産業

ア 事業所・従業者

平成13年の事業所、企業統計調査による産業分類別従業者数は1市2町で35,365人、そのうち第1次産業が60人、第2次産業が13,864人、第3次産業が20,840人となっています。また、事業所は、平成13年現在、1市2町で4,423箇所あり、そのうち約8割が長浜市内にあります。

■事業所数、従業者数の推移

(単位：人)

	平成3年		平成8年		平成11年		平成13年	
	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者
長浜市	3,643	30,431	3,754	33,288	3,555	28,943	3,578	29,944
浅井町	499	3,085	509	3,005	501	2,845	521	3,175
びわ町	332	1,560	324	1,924	324	2,311	324	2,246
計	4,474	35,076	4,587	38,217	4,380	34,099	4,423	35,365

(資料：各年事業所・企業統計調査)

■産業分類別従業者数

(単位：人)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
長浜市	25	10,763	19,156	29,944
浅井町	13	1,715	1,447	3,175
びわ町	22	1,386	838	2,246
計	60	13,864	21,441	35,365

(資料：平成13年事業所、企業統計調査報告)

イ 商業

平成14年の商業統計調査によると、卸売・小売業をあわせた商店数は、1市2町全体で1,303店、従業者数8,199人、年間商品販売額は約1,806億円です。県全体と比較すると、従業者数で7.6%、年間商品販売額で7.1%を占めることとなり、人口の占有率（平成12年国勢調査）が6.0%であることを考えると、一定の商圈が確保されていることがうかがわれます。このことは、大規模小売店（量販店、スーパー等）が、中心市街地やその周辺部に立地し、広域的な商業機能が集積していることによるものと思われます。

■商店数、年間商品販売額等

	商店数	従業者数（人）	年間商品販売額（億円）	1人当たり販売額（百万円）
長浜市	1,139	7,470	1,662.2億円	22.2
浅井町	92	450	87.8億円	19.5
びわ町	72	279	56.6億円	20.3
計	1,303	8,199	1,806.6億円	22.0
県全体	15,941	108,903	25,432.8億円	23.4

(資料：平成14年商業統計調査)

ウ 工業

工業では、江戸時代に始まる「浜ちりめん（絹織物）」の伝統を受け継ぎ、明治以降は地域産業を主導する繊維産業が発達しました。昭和に至っては、

機械や化学など比較的規模の大きい製造業が立地し、雇用の場として大きな役割を果たしてきました。しかし、産業構造の転換による厳しい経済環境のなかで、事業の再編成や規模縮小の動きも見られます。

一方、近年では長浜ドームを開催地として平成10年にスタートした「びわ湖環境ビジネスメッセ」が7回を重ね、関西における環境ビジネス交流のメッカとして役割を果たしており、さらに平成15年4月の長浜バイオ大学の開学を契機として、新たな先端産業の創出も期待されています。

ところで、1市2町全体の事業所数は、236事業所で、その製造品出荷額等は約3,435億円であり、長浜市では、機械器具製造業やプラスチック製品製造業、繊維工業、浅井町では、プラスチック製品製造業、びわ町では、機械器具製造業が主体をなしています。

■製造業の事業所数、製造品出荷額等（単位：所、人、億円）

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
長浜市	174	6,944	2,474.5
浅井町	35	929	406.3
びわ町	27	1,433	554.1
計	236	9,306	3,434.9
県全体	3,457	147,831	57,936.2

（資料：平成14年工業統計調査）

■企業・工業団地の状況

□造成済工業団地

（単位：ha）

工業団地名	所在地	事業主体	分譲中面積	残区画数	完成年
加納工業団地	長浜市	湖北開発事業団			S 59
七条工業団地	長浜市	長浜市土地開発公社			S 59
国友工業団地	長浜市	長浜市			S 63
東上坂工業団地	長浜市	長浜市	1	1	H 9
長浜サイエンスパーク	長浜市	長浜市土地開発公社	5.2	7	H 14
浅井町相撲庭工業団地(第1期分)	浅井町	浅井町			H 3
浅井町東野・小野寺工業団地	浅井町	浅井町			H 5
びわ川道工業団地	びわ町	滋賀県土地開発公社			H 4
びわ細江工業団地	びわ町	滋賀県土地開発公社	11.2	6	H 9
1市2町・9団地			17.4	14	

□計画中工業団地

工業団地名	所在地	事業主体	造成工期
浅井町相撲庭工業団地(第2期分)	浅井町	浅井町	未定

（資料：滋賀県産業用地のしおり2004）

エ 農業

総農家数は、年々減少の傾向にあり、1市2町全体で3,162戸、うち販売農家が全体の78%の2,479戸、自給的農家が全体の22%の683戸となっています。耕地面積は、全体で3,598ha、そのうち田が3,439ha、普通畑が147ha、樹園地が12haです。

農業産出額（平成14年）は、1市2町全体で約42億円あり、米22億円、野菜2億円、麦2億円、豆1億円、果樹4千万円などの耕種が大部分を占めています。農業の特徴としては、稲作が主体となっていますが、浅井町ではメロンやブドウ、梅、びわ町ではブドウなどが特産品として栽培されており、常設直売所として、「浅井ふれあいの里・プラザふくらの森」や「産直びわみずべの里」があります。

■農家数等

（単位：戸、ha、百万円）

	総農家数			耕地面積					農業産出額
	販売	自給的	計	田	普通畑	樹園地	牧草地		
長浜市	1,556	1,183	373	1,531	1,478	52	1	(5)	1,808
浅井町	950	763	187	1,178	1,136	39	3	(4)	1,336
びわ町	656	533	123	889	825	56	8	—	1,062
計	3,162	2,479	683	3,598	3,439	147	12	(9)	4,206

（資料：平成12年世界農林業センサス、平成14年生産農業所得統計）

オ 水産業

漁業経営体数は、68体で94%が個人経営体です。アユ、フナ、モロコ等を対象として、琵琶湖や姉川などで漁業が営まれています。また、姉川は産卵保護水面として指定され、アユの資源増大のため人工河川が稼働されるなど、アユの養殖も盛んに営まれています。

■漁業の状況

（単位：体（または団体）、人）

	漁業経営体数	漁業就業者
長浜市	16	25
浅井町	—	—
びわ町	52	65
計	68	90

（資料：漁業動態調査平成10年統計情報事務所調）

カ 林業

森林面積は、1市2町全体で6,865haあり、浅井町が最も多く、全面積の

41.2%を占め、続いて長浜市では4.6%、びわ町では0.1%となっています。

■ 利用地種別林野面積 (単位：ha)

	天然林	人工林	その他	計
長浜市	458	201	28	687
浅井町	3,507	2,545	112	6,164
びわ町	5	9	0	14
計	3,970	2,755	140	6,865

(資料：平成15年滋賀県林業統計要覧)

(7) 財政

① 住民一人あたりの主な財政指標

1市2町の住民一人あたりの主な財政指標は、次の表のとおりです。おおむね、人口規模の大きい自治体ほど、住民一人あたりの地方交付税額や、歳出総額が少なくなっています。これは、自治体における人口規模の拡大が、「規模の効率化」を生み、住民一人あたりの行財政の効率化につながっているものと考えられます。

■ 住民一人あたりの主な財政指標 (単位：千円)

	ア市町税	イ地方交付税	ウ歳出総額	エ人件費	オ積立金残高	カ地方債残高
長浜市	133	76	387	73	91	393
浅井町	98	171	523	85	184	499
びわ町	131	151	469	107	191	539
計	127	98	416	78	115	423

※「計」の欄は、1市2町での平均数値です。

(資料：平成15年度地方財政状況調査)

② その他の財政指標

その他の主な財政指標は、以下の表のとおりです。

■ その他の財政指標

	歳入総額に占める割合(%)			エ財政力指数	オ経常収支比率(%)	カ起債制限比率
	ア自主財源	イ市町村税	ウ地方交付税			
長浜市	52.5	33.8	19.4	0.65	84.9	9.3
浅井町	29.5	17.9	31.4	0.34	80.3	6.1
びわ町	43.1	26.5	30.5	0.44	77.6	5.8
計	46.8	29.8	23.1	0.55	83.1	—

(資料：平成15年度地方財政状況調査)

※「計」の欄は、1市2町合算による数値です。なお、「財政力指数(3カ年の平均値)」における計欄は、平成15年度単年度での試算です。

ア 自主財源の状況

市町村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など、市町村が自主的に

収入を確保することのできる自主財源の歳入総額に占める割合は、長浜市が52.5%、浅井町が29.5%、びわ町が43.1%と、どの自治体もまだまだ低い水準にあります。なお、自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性を確保できるとされています。

イ 市町村税の状況

自主財源のうちの市町村税の歳入総額に占める割合は、長浜市が33.8%、浅井町が17.9%、びわ町が26.5%と、どの自治体も低い水準にあります。

ウ 地方交付税の状況

国庫支出金や地方交付税などのように国や県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入を依存財源と言います。このうち、その中心を占める地方交付税が歳入総額に占める割合は、長浜市が19.4%であり、浅井町、びわ町ともに30%を超えており、高い水準にあります。

一般的に、人口規模が小さく、地方税など自主財源の占める割合の低い自治体ほど、地方交付税制度の見直しの影響は大きいものと予想されます。

※地方交付税 所得、法人、酒、消費、たばこの国税5税からの一定割合を財源に、全国どこでも一定水準の行政サービスが提供できるよう、自治体の財政力に応じて配分されるもの。通常の行政に対する普通交付税（全体の94%）と災害対策などに充てる特別交付税（同6%）があります。標準的なサービスに必要な経費（基準財政需要額）と見込まれる地方税収入（基準財政収入額）の差額が配分額となります。

エ 財政力指数

自治体の財政力を示す指数で、普通交付税算定の基礎となるものです。この数値が高い自治体ほど普通交付税への依存度が低く、財政的に豊かであると言われています。

オ 経常収支比率

団体の財政構造の弾力性（自由度）を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に使われた一般財源が、地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合をいいます。

この数値が高いほど財政が硬直化しており、新しい政策に使うことができるお金の割合が少ないことになります。

カ 起債制限比率

自治体における公債費（借金の返済額）による財政負担の度合いを判断す

る指標のひとつで、地方債の償還に使用された一般財源の標準財政規模に対する割合を言います。この比率が、20%以上になると地方債の発行が段階的に制限されることになっています。

以上のように、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」や起債発行の目安となる「起債制限比率」においては、各自治体ともにおおむね健全性を保っている状況にあります。

しかしながら、歳入総額に占める地方交付税の割合や財政力指数が示すように、自治体によっては、依存財源、とりわけ地方交付税が歳入に大きなウェイトを占めていることもあり、今後の三位一体の改革をはじめとした地方財政制度改革の内容によっては、極めて厳しい財政運営を強いられることが懸念されます。

<留意点>

ここに掲載した財政指標は、現在の1市2町の財政指標の比較とその合算のデータです。合併によって行財政の効率化を達成していくと、各種の財政指標は改善されることが見込まれます。

(8) 都市

新市の公共交通の動脈の一つであるJR北陸本線は、平成18年秋に長浜以北が直流化される予定であり、長浜駅、田村駅等を介して、京阪神のみならず湖西、北陸方面等への交通利便性は大きく高まることが期待されます。

また、道路では、新市を縦断する北陸自動車道や、国道8号、国道365号、坂浅広域農道等により、京阪神圏、中京圏、北陸圏との結びつきが果たされています。一方、市域内では、主要地方道中山東上坂線をはじめ、県道伊部近江線、県道佐野長浜線、県道湖北長浜線（湖周道路）、県道木之本長浜線などで、長浜市内のJR長浜駅や商業集積地、医療機関などへと結びついたネットワーク型の都市構造が形成されています。

■主な交通基盤

鉄道	JR北陸本線 2 駅
	(東海道新幹線)
高速道路	北陸自動車道
一般国道	8 号
	365号

■ JR 駅 1 日平均旅客乗車人員

(単位:人)

駅名	年度	平成5年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年		
							計	定期	定期外
北陸 本線	近江塩津	220	191	163	189	184	170	120	50
	余呉	134	146	143	151	151	154	102	52
	木之本	1,114	982	985	1,012	933	861	566	295
	高月	698	647	642	646	632	615	417	198
	河毛	224	376	375	370	375	371	277	94
	虎姫	561	576	529	534	530	543	423	120
	長浜	4,016	4,619	4,582	4,621	4,724	4,699	2,483	2,216
	田村	447	358	390	391	436	479	343	136
	坂田	302	478	552	544	552	574	388	186
湖西線	永原	189	176	176	152	152	145	132	13
	10駅計	7,905	8,549	8,537	8,610	8,669	8,611	5,251	3,360
新幹線	米原	5,251	5,064	4,954	5,007	4,926	4,848	340	4,508
琵琶湖線	米原	4,764	4,419	4,377	4,463	4,416	4,243	2,466	1,777
	彦根	9,847	9,477	9,358	9,340	9,198	9,050	6,104	2,946

(資料:各年滋賀県統計書)

2 地域の課題

(1) 雇用の場と多様な産業の創出

新市が持続可能な発展を遂げていくためには、個々人が働ける場を地域特性に応じてバランスよく確保し、地域の経済的な自立性を高めていくことが最も重要となります。このため、地域産業の振興や新しい産業の創出を戦略的に進めることが課題となっています。

- ① 少子高齢化・人口減少、ポードレス化、グローバル化が進むなかで、企業誘致などによる地域振興は難しくなり、地域資源を活用した内発型の地域振興が求められるようになっていきます。その大きな条件として、びわ湖環境ビジネスメッセの継続的な開催や長浜バイオ大学の開校などを契機として、新しい産業展開の芽が育ちつつあります。既存の研究機関や企業の技術力等を生かしながら、「バイオ」「環境」「健康」などをキーワードとした産業の立地環境の整備や、IT（情報技術）を生かした起業や業態転換の条件整備など、新しい産業展開の仕組みづくりが必要です。

- ② 新市は、全国的に知名度の高い曳山まつり、黒壁、竹生島をはじめ、北国

街道や北国脇往還沿道の歴史文化資産、長浜市や浅井町で開催されている盆梅展、あるいはびわ町の富田人形など豊富な観光資源を有しています。しかし、年間550万人の観光客のほとんどが日帰り客であり、滞在性、広域的な回遊性に欠け、これらの観光資源を十分に生かしているとは言えません。このため、1市2町が有する個々の観光資源を磨き上げ、ネットワーク化を図るとともに、創意工夫を生かしたイベントや新しい地場産品の創出などにより、観光の活性化を図る必要があります。また、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムやもてなし型の観光、魅力的な商業など、幅広い視点から、個性豊かで情報発信力の高い交流産業を育む必要があります。

- ③ 新市においては、これまでに整備されてきた工業団地などに多くの企業が立地しています。しかし、近年、製造業事業所数、従業者数が年々減少傾向をみせており、また、当地域の10～20歳代前半の人口割合が、全国・県平均と比べて少なくなっていることから、若者が働ける魅力ある雇用の場を確保することが必要です。

このため、広域的な交通拠点機能の優位性を生かした優良企業の誘致などを進めていくことが求められます。

- ④ 和装需要が低迷するなかで、浜ちりめんなど繊維関連の地場産業は厳しい環境に置かれていますが、製品の高付加価値化や地域ブランドの情報発信等により、振興を図る必要があります。
- ⑤ 農林水産業については、就業者数の減少と高齢化に加えて、後継者不足が課題となっており、全国的に担い手育成が推進されています。しかし、一方で、第一次産業の持つ自然環境の保全と循環機能が見直されるとともに、「地産地消」という言葉に代表されるように、生産と消費のあり方そのものを見直そうとする気運が高まっています。

こうした今日的な役割を踏まえ、当地域が有する産品・人材・技術等の連携を進め、消費者の多様なニーズに対応し、生産者の顔が見える安全安心な農作物栽培への取り組みを基礎に、ブランド化や加工などによる高付加価値化を図ることが必要です。また、生産基盤や経営組織の充実、田や森林が有する公益的機能の維持管理などを進めて行く必要があります。

- ⑥ 中心市街地は、消費の受け皿としてだけではなく、地域住民の交流やにぎ

わいの演出等のさまざまな機能が求められています。近年の中心市街地の商業は、黒壁周辺では、観光商業としてのにぎわいを見せつつあるものの、地域住民にとって、買いものの場としての商店街機能の低下がみられる状況にあります。楽しさやにぎわいを求める市民ニーズに対応し、曳山まつりなどの地域文化を支える大切なコミュニティの場として活性化を図る必要があります。

- ⑦ 繊維産業や金属加工等の多様な地域産業の存在により、総体的に就業の機会には恵まれています。しかし、一方で、持てる能力を発揮できる職業やさらに魅力的な就業の場を求め、大都市に流出する若者は依然として多く、地域にとっても大きな損失となっています。

また、さまざまな育児支援施設や育児サービスの充実など、女性が働ける環境整備や、高齢者や障害のあるひとが就業意欲や能力を生かし、自立した生活が送れるよう、多種多様な地域産業の創出や雇用機会の確保を図っていくことも求められています。

(2) 自然とひととの共生と資源循環型社会の形成

地域の個性の源泉であり、かけがえのない財産である豊かな自然環境の保全を図るとともに、淀川水系の上流部に位置し、流域全体の環境にも責任を持つべき地域として、自然環境に負荷をかけない資源循環型社会への転換を図り、住みよい地域環境を形成することが課題となっています。

- ① 琵琶湖の美しい湖岸線や竹生島、伊吹山系の山々、姉川や高時川、草野川等の河川、落ち着いた田園風景などの豊かな自然環境を大切に守り、さらには自然生態系の積極的な保全・再生等を通じて、次代に引き継いでいくことが求められます。
- ② 資源循環型社会に向け、水質保全や廃棄物処理等に資する的確な基盤整備を図るとともに、住民や事業者が環境問題に一層高い関心を持ち、主体的に取り組むことが大切であり、ごみの減量・分別、リサイクル、省資源・省エネルギーなど、住民一人ひとりのライフスタイルの見直しも含めた地域ぐるみの取り組みが必要です。

(3) 地域で活躍する多様な人材の育成

地域社会を支え、自然や歴史を守り育て、まちづくりを進める主役は「人」

であり、地域の将来を切り拓く多様な人材の育成など、地域全体としての「人間力」の確保が課題となっています。

- ① 地域の担い手となる若い世代の働く場の確保や住みたくなる地域づくりを通じて、若い人材の地域への定着を図る必要があります。さらには、地域外から移り住みたくなるコミュニティや地域環境づくりをはじめ、高度な教育環境づくりが求められています。
- ② 各地域における伝統的なコミュニティや新たなまちづくりの取り組みのなかで成長しつつある多彩な人材の発掘や育成と、相互のネットワークづくりが求められています。
- ③ これらのなかで、地域がそれぞれの分野に多様な教育システムを築き、グローバルな視点を持ちながら、地域固有の日常文化を大切にしつつ、郷土の将来を自らが責任を持って考え主体的に切り拓く、活力あるひとづくりを進める必要があります。

(4) 少子高齢化に対応したセイフティネットの確保

進展する少子高齢化には、人口構成における子どもの減少と高齢者の増加、なかでも、団塊の世代の高齢化と後期高齢者（75歳以上）の増加への対応という課題があります。

- ① 少子化の進展に対しては、安心して子どもを産み、育てることができる環境を家庭・地域と一緒にあって作りあげていくことや、地域が一体となった保育や育児相談など子育て支援の仕組みづくりが必要です。
- ② 高齢者の増加に対しては、その豊富な経験や知恵、力を地域のなかに積極的に生かしていく取り組みや、生きがいづくり、地域コミュニティでの見守り・支え合いなどセイフティネットづくりが必要です。今後、保健・福祉・医療・介護などのサービスをさらに迅速かつ適切に充実させていくとともに、高齢化が進む団塊の世代が活躍する機会の確保など、地域の活力を生み出していく仕組みづくりが求められます。また、新市のまちづくりを総合的に進めるなかで、流入人口や定住人口の増加を図ることが重要になります。
- ③ 少子高齢化には、医療や福祉、保健などの分野で新たなビジネスを創出できる可能性を有していることから、地域資源を生かしながら地域の課題をビジネスとして解決するコミュニティビジネスなどの振興を図る必要があります。

す。

(5) 住民の安心と安全の確保

阪神・淡路大震災から10年余りの歳月が経ちましたが、台風災害や新潟県中越地震、さらにはスマトラ沖地震に伴う大津波など災害が多発しているほか、犯罪の凶悪化、巧妙化が進行しており、「安全・安心」に対する住民のニーズはますます高まっています。そのため、災害、犯罪や交通事故等に対する日頃の十分な備えによる安全・安心な地域環境づくりを進めることが課題となっています。

- ① 地震や台風、大雪などによる自然災害や火災等に対応するため、引き続き基盤整備等を図るなど、十分な予防措置を講じる必要があります。また、高齢化や女性の就業化が進展するなかで、地域の自主的な防災力の低下も懸念されており、地域間の相互支援など広域的な視点からの防災体制の充実が必要となっています。
- ② 交通事故の防止や地域ぐるみの防犯意識の高揚など、安全確保の取り組みが必要となっています。

(6) 拠点機能の形成とバランスある都市発展

古くから交通の要衝として発達してきましたが、北陸本線の長浜以北の直流化によって鉄道交通軸の強化が図られることもあり、これを契機として、新市内外の人びとの交流を促進するとともに、地域のバランスある発展を支える基盤づくりや仕組みづくりを進めることが課題となっています。

- ① 地域の優れた魅力を引き出すための都市基盤に加え、交通・情報などのネットワークの仕組みを構築する必要があります。
- ② 都市の均衡ある発展とともに、交流機能の拡充を図るため、高次な都市サービス機能の集積を図るとともに、地域特性に応じたバランスある都市機能の配置や都市計画区域等の見直し、地域間の相互連携などを図る必要があります。

(7) 住民自治によるまちづくりの展開

当地域では、自治会・町内会、NPO、住民団体による自主的な活動やイベントが活発に展開しており、こうした活動は将来のまちづくりにおいても大きな役割を担うものと考えられます。これからのまちづくりにおいては、

きめ細かで身近なサービスを供給する担い手として、子育て、介護、防災、防犯、環境美化などまちづくりのあらゆる分野において、住民主体の活動を促進していくことが必要です。

このため、住民のまちづくりに対する関心を喚起し、地域コミュニティの自立や地域づくり活動の促進を図ることが必要です。また、こうした活動と行政とのパートナーシップを築き、効果的なまちづくりを進めていくことが必要です。

(8) 自立した自治体の形成と住民ニーズへの的確な対応

行政は、まちづくりの基礎的な担い手として、合併を通じた取り組みはもとより、合併後においても、社会経済動向や住民ニーズの変化などに機敏に対応しうる持続的な自己改革の姿勢を持つことが課題となっています。

- ① 行財政のスリム化や効率化など、自立的な自治体経営の確立に向けた行財政運営システムの総合的な見直しや持続的な改善を進めるなか、少子高齢化の進展に対応した教育や福祉、医療など必需的なニーズへの対応が必要です。
- ② トータルとして住民サービスを確保するといった視点に立ち、公共事業や公共サービス等のあり方の見直しを含め、住民福祉の向上に向けて施策がもたらす効果を的確に予測・評価するなかで、人材や財源など限られた自治体経営の資源を「選択」「集中」のもとに的確に配分し、住民にわかりやすく、透明な行財政運営へと転換を図ることが必要です。

第3章 主要指標の見通し

1 人口の推移

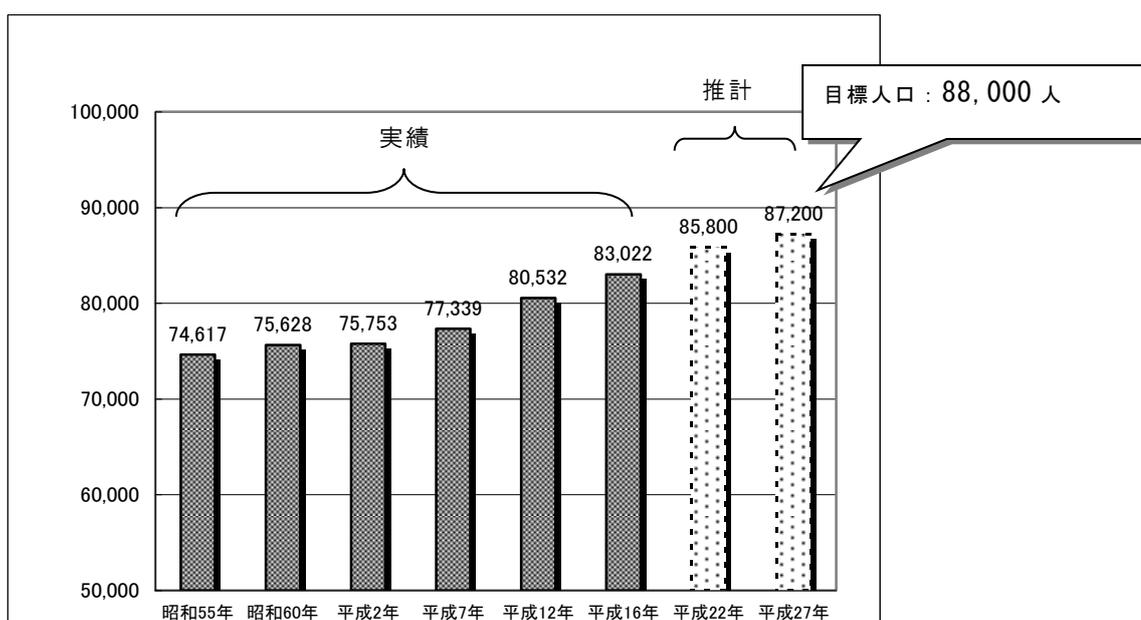
(1) 総人口の推移

日本の総人口は、2006年（平成18年）の1億2,774万人をピークにして減少に転じ、2015年（平成27年）には1億2,627万人に減少し、2050年には2006年に比べて21%減の1億59万人と予測されています。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」平成14年1月）

ところで、1市2町の総人口は、これまで穏やかに増加し、83,022人（平成16年10月1日現在・滋賀県推計人口）に達していますが、平成7年と12年の国勢調査結果をもとに、これまでと同様に推移するものとする、2000年（平成12年）と比較して、2010年（平成22年）には6.5%増の85,800人、2015年（平成27年）には8.3%増の87,200人になるものと予測されます。

また、合併によるスケールメリットを最大限に生かしたまちづくりを進めるとともに、JR北陸本線の直流化などによる新市の魅力やその潜在力の高まりを契機として、さらに定住人口の増加を図り、新市における人口については、88,000人を目標（平成27年）としてまちづくりに取り組みます。

■ 将来目標人口

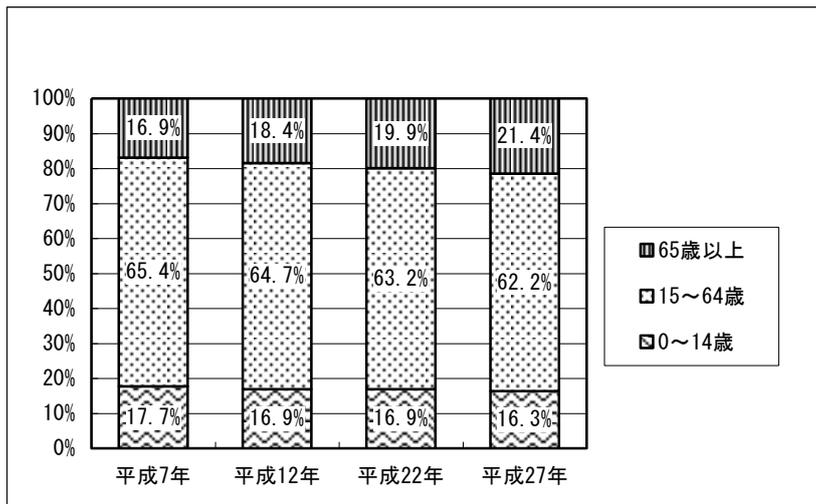


(2) 年齢3区分別人口の推移

人口の推計と同様に、平成7年と12年の国勢調査結果をもとに、これまでと同様に推移するものとする、年齢3区分別人口の割合は、2015年（平成27年）において、年少人口（0～14歳）16.3%、生産年齢人口（15～64歳）62.2%、高齢者人口（65歳～）21.4%と予測されます。

これを2000年（平成12年）と比較すると、年少人口が0.6%減少し、高齢者人口が3%増加し、今後も、少子高齢化の傾向が進んでいくと予測されます。特に高齢化の傾向は、非常に大きくなり、全国平均と同様に、5人に1人の割合となります。また、主要な労働力、納税者である生産年齢人口は2.5%減少するものと予測されます。

■ 年齢3区分別人口比率の推移



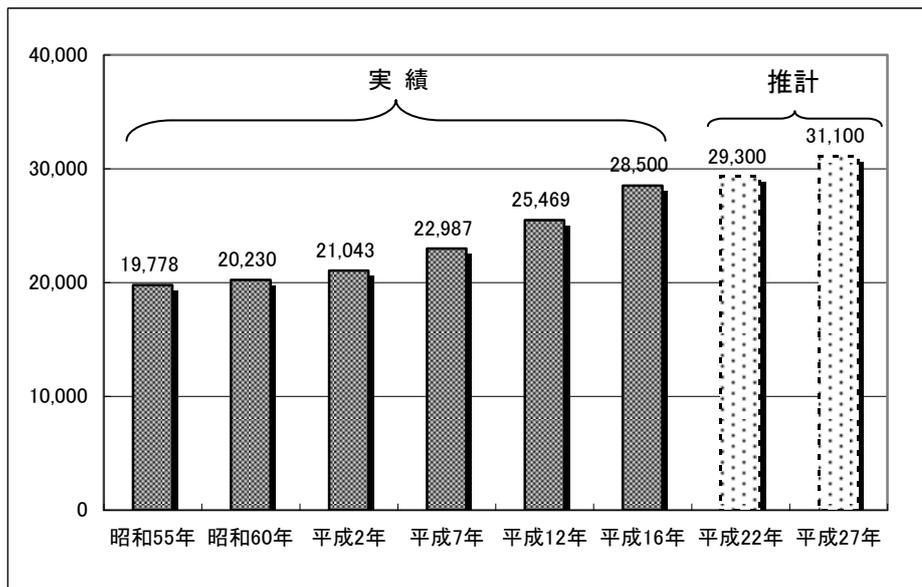
■ 年齢3区分別人口の見通し

		実績		見通し	
		平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
人口	0～14歳	13,584	14,005	14,237	13,486
	15～64歳	52,117	53,461	54,300	55,363
	65歳以上	14,821	15,977	18,694	19,205
構成比	0～14歳	17.7%	16.9%	16.9%	16.3%
	15～64歳	65.4%	64.7%	63.2%	62.2%
	65歳以上	16.9%	18.4%	19.9%	21.4%

2 世帯の推移

世帯数は28,500世帯（平成16年10月1日現在・滋賀県推計）で、核家族化や単身化が進むなかで、世帯数は増加傾向にあります。過去の推移を踏まえて推計すると、2015年（平成27年）には、世帯当たり人員は約2.8人、総人口の目標値を世帯人員で除した世帯数は、31,100世帯と見込まれます。

■将来世帯数の見通し



第4章 新市のまちづくりの基本方針

1 新市の基本理念と将来像

長浜市は、湖北地域の中心都市として発展してきており、さまざまな人が集い交わることで、街は活力とにぎわいをみせています。また、浅井町は、歴史ロマンに満ちた文化のなかで人びとがいきいきと活躍し、緑が豊かなまちです。さらに、びわ町は、美しい琵琶湖と肥沃な農地の恵みのなかで、地域のコミュニティを大切に活動が盛んで、きらめく美しさに新たな感動が生まれるまちです。

長浜市、浅井町、びわ町は、姉川や琵琶湖を介して、地理的、歴史的にも深いつながりを持つとともに、経済活動や文化、日常生活などの面で一体的な生活圏を形成しており、住民相互の交流も活発に行われています。

こうした地域には、伊吹山系を源として、草野川や高時川、姉川を経て、琵琶湖へと流れる清らかな「水」と、伊吹山の美しさを遠景とした里山や田園などの色濃い「緑」とが織り交わる豊かで美しい自然があります。また、古くから交通の要衝にあり、街道や湖道などを通して、さまざまな異文化と出会いながら、ひとと地域の知恵と工夫により継承されてきた個性的で多彩な地域文化が育まれるとともに、多様な価値観を持った人びとが暮らしています。一方、こうした交通の利便性や地域産業の発達により、この地域だけでなく、広い地域から人びとが行き交い、集う街が形成されています。

このように、1市2町には、豊かな自然・風土が広がっており、同時に、これまで先人が培ってきた多彩な歴史や文化・伝統、暮らしの営み、産業、心豊かで親切な人間性などといったものがあり、これからの時代に誇りうる私たちのアイデンティティの拠り所になっていくものです。つまり、私たちは、こうした地域で暮らし、ひとと触れあうことで、知らないままに、この地域が持つ特有の“知”を身に備えているといえます。こうした“知”を意識し理解し、さらに新しい知識や経験を積み重ねていくことによって、地域全体としての人間力を高めていくことが必要です。

これからの新市のまちづくりにおいては、1市2町が持つさまざまな魅力を最大限に生かし、互いに連携し、そして相乗効果を生み出すことで、これまで

にない新しい魅力を持った「まち」を創っていくことが期待されます。

また、これからの新しい市を創造していく主役は、住民の一人ひとりです。自立した風格ある住民一人ひとりが、それぞれに応じた役割と責任を担い、相互に交流し、触発しあうなかで、社会経済環境の多様な変化を的確にとらえて、近隣地域との連携も深めながら、新たに、持続的に発展する「活力」を生み出していくことが必要です。

新市においては、従来の市町の枠組みを超えて、住民一人ひとりが自らの個性と能力を発揮するなかで、それぞれの地域で大切にされてきた資産を受け継ぎ、多様な価値観を互いが認めあい、自律と協働で創る「ひと・まち・みどりが結び合う協力創造都市」を、新市の将来像とします。

2 新市のまちづくりの基本目標

新市の将来像である「ひと・まち・みどりが結び合う協力創造都市」を実現していくため、6つの基本目標を設定してまちづくりに取り組みます。

(1) 地域活力の源泉となる多様な産業づくり …………… 産業

自然や歴史をはじめとした様々な地域資源を生かし、住民や事業者の果敢なチャレンジを生み出し、地域・ひととのつながりを深め、新たな文化と産業を育む「交流文化産業」が様々に展開するまちづくりをめざします。

- ① 長浜バイオ大学等の新たな知的集積と既存の産業集積とのネットワークを強め、戦略的な産業創出をリードする産・学・官の連携組織づくりに積極的に取り組み、「バイオ」「環境」「健康」などをキーワードに、企業の誘致や業種業態の変革によって新産業の育成をめざします。
- ② 観光資源のネットワーク化、伝統工芸の再生を含めた新たな観光物産品の開発、中心市街地の魅力化と商業の活性化などにより、人とひととの触れ合いを大切にする「もてなしの文化」を生かした観光交流産業の振興をめざします。
- ③ 消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める仕組みとして「地産地消」への取り組みが進められています。こうしたことへの取り組みを進めるとともに、観光農業の振興や付加価値

値の高い作物づくりやブランド化などにより、消費者ニーズと密接に結びついた収益性の高い地域産業をめざします。

- ④ 住民自らが創意工夫を凝らし、地域の資源や多彩な人材を生かして取り組む様々なコミュニティビジネスなど、地域生活に密着した新しいサービス産業の振興をめざします。

- (2) 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり …… 自然・生活環境

琵琶湖や山・川・里がもたらす自然の恵みに感謝し、自然と共生する美しい暮らしに誇りが持てる地域づくりをめざします。また、住民が自然を大切にし、守り育てる担い手として主体的な役割を果たしながら、安全・安心、快適で豊かな環境づくりをめざします。

- ① きめ細かな自然環境の保全や生態系の積極的な再生など、日本の誇る琵琶湖の環境保全をリードする役割を果たすとともに、伝統的な町並みや里の景観を生かした美しいまちづくりを一体的に進め、質の高い地域環境の形成をめざします。

- ② 「スローライフ」「心の豊かさ」「循環型社会」「地球温暖化対策」などをキーワードとして、ごみの減量化やリサイクル、省エネルギーなど環境に負荷をかけない暮らしとともに、エコ村などそれを支える基盤づくりをめざします。

- ③ 安心と安全に対する住民の関心がこれまで以上に高まるなか、災害や犯罪などの危険から生命や財産を守り、住民が安心して暮らせる災害や犯罪に強いまちづくりをめざします。

- (3) 地域全体の人間力を育むひとづくり …… 教育・文化

歴史を引き継ぎながら、新市の今日と未来を担う住民が生き生きと暮らし、新しい地域文化が育まれるまちづくりをめざすとともに、あらゆる世代が多面的な交流を通じて、共に育み、学びあい、成長する、個性と活力あるひとづくりをめざします。

- ① 学校や家庭、地域社会において、学ぶことの楽しさを大切にして、子どもたち一人ひとりの豊かな個性や創造力を育むとともに、世界の様々な文化に触れ、学ぶことのできる国際交流の機会や高度な教育を受けられる機会の充実などを通じて、国際社会に通用するひとづくりをめざします。

- ② それぞれの地域個性を再認識し、再発見するなかで、住民相互の理解や連携を深めるなど、住民の創意と工夫によりきめ細かな生涯学習や文化・スポーツ活動の充実をめざします。
- (4) 結いの心で結ぶセイフティネットづくり …………… 保健・福祉・医療
- 少子高齢化・人口減少が進むなか、住民のだれもが、住み慣れた地域において健康で、安心して暮らせるよう、この地域ならではの伝統的な相互扶助の仕組みである「結い」の精神を範として、地域での支えあいや見守りあいを大切にしたい、きめ細やかで総合的な保健・福祉・医療の充実をめざします。
- ① 保健・福祉・医療施設の充実を図るとともに、施設相互のネットワークや分野間の連携体制を強化し、専門性が高く、住民ニーズに的確に答えるサービスの充実をめざします。
- ② 生涯を通じた健康づくりや福祉サービスの提供、ユニバーサルデザインのまちづくりなどを通じて、きめ細かな福祉のコミュニティづくりをめざします。
- とりわけ、高齢者や障害を持つ人が、生き甲斐を持って参画できる心温まる地域社会の形成をめざします。
- ③ 若い世代が安心して子どもを産み、育て、子ども自らが夢をもち人間性豊かに成長できるよう、保育や育児相談等の子育て支援の充実や、学校・家庭・地域がその役割を果たし、協調連携しながら、子どもの成長や安全を見守り支えあえるコミュニティづくりをめざします。
- (5) 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり …………… 都市基盤
- 京阪神、中京、北陸圏等との様々な面での広域交流を促進するとともに、住民が新市の様々な公共施設などを気軽に利用できるよう、新市の均衡ある発展に向けた都市基盤や都市システムの的確な整備をめざします。
- ① 琵琶湖環状線の整備を促進するなかで、その効果を最大限に生かすため、JR長浜駅・田村駅等を生かした交通ネットワークの形成など、新市の一体性を高める基盤整備や、だれもが手軽に利用できる公共交通体系の充実を図るとともに、にぎわいのある都市のコアの形成や、地域ごとの特性を踏まえた暮らしやすい居住空間の形成をめざします。

- ② 水害や地震、積雪、土砂等の災害に強く、安心して暮らせる都市基盤の整備と防災力の向上をめざします。
 - ③ 住民への生活情報の提供や国内外への情報発信など、様々な可能性を有し、今後、その幅広い利用が考えられる情報通信基盤と情報発信体制の整備をめざします。
- (6) 自律と協働による住民自治のまちづくり …………… まちづくりの推進
- 住民、事業者、行政が相互のコミュニケーションと信頼に基づいて、持てる力を十二分に発揮できる「自律と協働」のまちづくりをめざします。
- ① 集落や学校区などでのコミュニティ活動や、各種団体・ボランティア・NPOの活動など、住民主体の様々な活動が結びつき、魅力的な地域づくりが図れるよう、各主体の活動の促進とともに、相互ネットワークづくりをめざします。
 - ② 1市2町の住民相互の交流を促し、一体感を醸成するほか、行政情報の共有化と住民参加の促進により、住民による協働のまちづくりをめざします。
 - ③ 国内外の姉妹都市等の異文化に触れあう体験などを通じて、郷土への認識を深め、地域づくりに生かすなど、国際交流や地域間連携を推進し、連携と交流によるまちづくりをめざします。
 - ④ 国際化の進展による外国籍住民の増加に伴い、すべての生活者が快適に暮らせるまちづくりをめざします。

3 都市構造の形成方針

1市2町の合併を契機として、全体として調和とまとまりを持った都市の形成を図るとともに、新市の潜在的な魅力や個性を引き出し、新しい都市づくりに戦略的にチャレンジしていくため、その基本となる都市構造の形成を図ります。

自然とひとの共生を多様に育む「共生ゾーン」を基礎的なゾーンとして位置づけ、そのうえに、地域の個性を生かした活力ある都市活動が営まれる「都市創造エリア」を配置し、さらには、広域的、あるいは新市内の地域間のまちとひとのつながりを支える交通網を中心とした「連携軸」を設定します。

これらにより、それぞれの地域が相互に有機的な関係を持ち、全体として高い一体性を有しながら、新時代を見据えた拠点性を備えた都市構造の形成をめざします。

(1) 共生ゾーン

新市のあらゆる地域で個性ある自然を生かした土地利用を進めることを基本として、自然とひととの共生の考え方を踏まえたゾーンを位置づけます。

① 琵琶湖・河川共生ゾーン

琵琶湖岸や姉川、草野川沿いの水辺地域を琵琶湖・河川共生ゾーンと位置づけます。琵琶湖・河川共生ゾーンでは、美しい湖に注ぐ河川の清流、さらには、そこに生息する多様な生物などの保全を図るとともに、湖水そのものや水辺空間を活用し、人とひと、人と自然のふれあいを進めます。

② 森林共生ゾーン

伊吹山系の豊かな森林を森林共生ゾーンと位置づけます。森林共生ゾーンでは、林業の振興、水源かん養、災害防止、大気の浄化、生物生息空間の確保等の視点から緑の保全を図るとともに、豊かな緑を生かした自然体験型レクリエーション空間としての活用を進めます。

③ 田園共生ゾーン

集落や市街地を含む田園地域を田園共生ゾーンと位置づけます。田園共生ゾーンでは、農地の水源かん養機能や生態系の保全機能等に注目して農地の保全を図るとともに、整った農業生産基盤を生かした「おいしい米づくり」や消費者ニーズと結びついた作物づくりなどを通じて地域の恵みを生かした食文化を育むゾーンとして、その役割を充実します。さらに、集落や市街地において、自然と調和した住み良い居住環境の形成を進めます。

(2) 都市創造エリア

共生ゾーンを基礎として、日常生活や地域ごとの個性ある産業が営まれる、まとまりのある都市創造エリアを形成します。また、それぞれのエリアは、その代表的な機能のみに止まらず、住民の日常生活圏の観点から必要な様々な機能を複合的にあわせ持つものとして位置づけます。

① 交流都市創造エリア

最も人口が集積し、歴史豊かな長浜市街地等を中心として、商業、業務、

文化、学術など新市の住民の様々なニーズに応える高次都市機能を配置し、居住環境とのバランスのとれた、職住一体の都市創造エリアを形成します。

② 田園都市創造エリア

伊吹山系や姉川の自然環境とともに小谷城址等の歴史文化資産を生かした観光や、広域連携軸の交通条件を生かし、交流都市創造エリアの都市的ポテンシャルと結びついた工業等が展開する、ゆとりある居住環境を備えた都市創造エリアを形成します。

③ 湖辺都市創造エリア

琵琶湖岸の豊かな自然環境や竹生島等の歴史資源を生かした観光や、広域連携軸の交通条件を生かし、交流都市創造エリアの都市的ポテンシャルと結びついた工業等が展開する一方、景観等に配慮した居住環境を兼ね備えた都市創造エリアを形成します。

(3) 連携軸

新市を南北に貫く自然環境や交通機能を連携軸として位置づけ、新市内の地域間や周辺地域との連携・交流などを担う機能軸として充実強化します。

① 広域連携軸

地域を南北に通る幹線道路および鉄道を広域連携軸とし、これらを介して京阪神圏、中京圏、北陸圏や新市周辺の諸都市との連携の強化を図ります。また、交通の利便性を生かした産業機能等を配置するとともに、自然と歴史文化を生かした広域交流の主軸となるよう努めます。

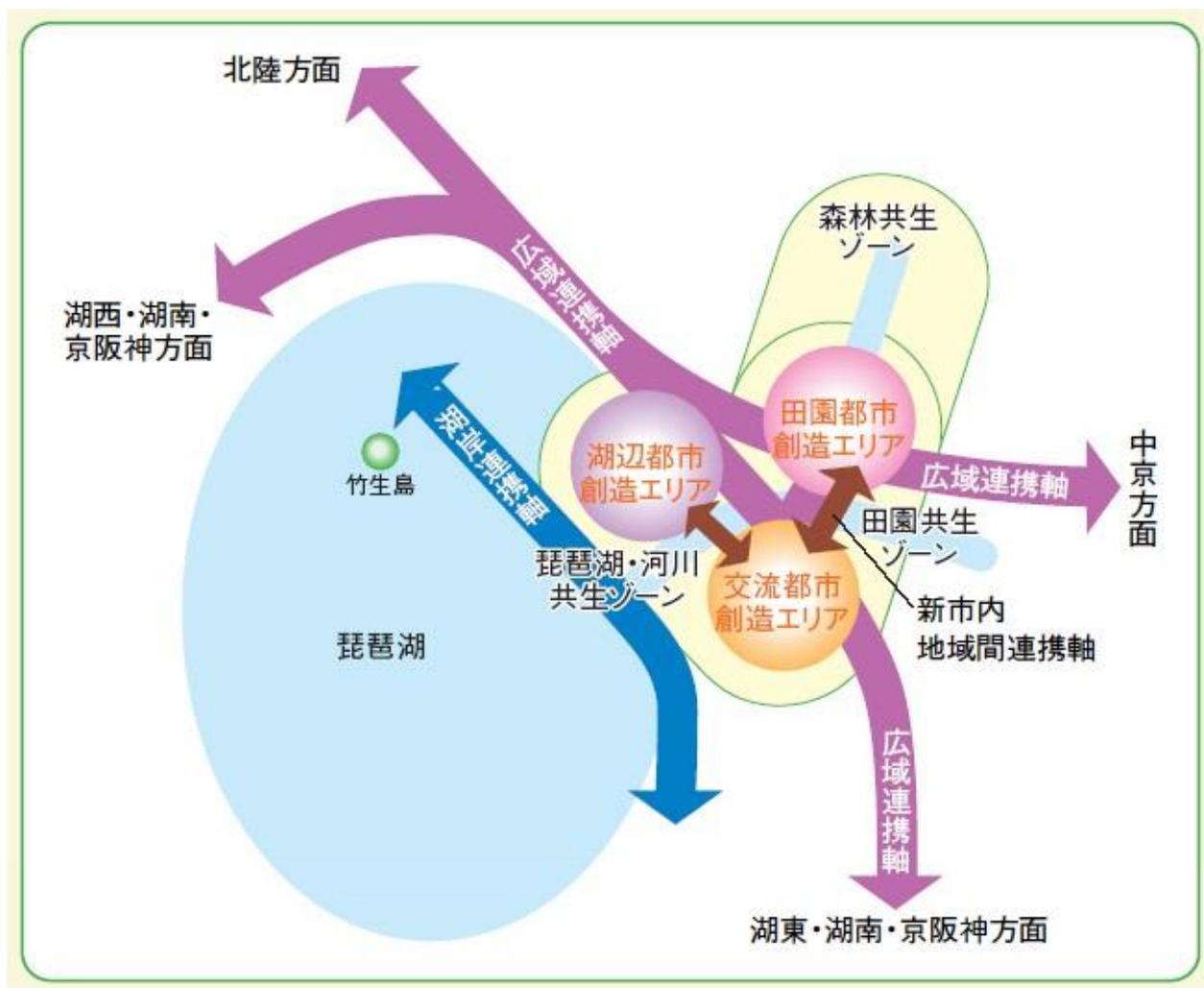
② 湖岸連携軸

琵琶湖岸の湖岸線沿いを湖岸連携軸と位置づけ、自然環境の保全を重視しながら琵琶湖岸の回遊性を高めます。また、湖岸連携軸の形成を通じて、琵琶湖の自然とまちのつながりを回復します。

③ 新市内地域間連携軸

医療機関や高等学校、商業地、官公署などが集積する現・長浜市地域への住民の利便性を確保するため、現・浅井町やびわ町との間の交通基盤の整備や公共交通機関などの整備を図ります。

■ 都市構造の形成方針



1 地域活力の源泉となる多様な産業づくり …………… 産業

地域のすばらしい環境と人智の集積が織りなす独自の産業が持続的な発展をとげ、地域の文化やライフスタイルとして輝くまちをめざします。

(1) 観光交流産業の振興

○ 観光産業の拡大

- ・ 観光キャンペーンの展開や情報の受発信などにより観光交流を促進し、広域的な地域振興を図ります。
- ・ もてなしの心をもった質の高いサービスが提供できるよう、そのノウハウが習得できる機会づくりとともに、魅力的な地域特産品の開発など、幅広い観光関連産業の振興を図ります。

○ 観光ネットワークの基盤整備

- ・ 神社仏閣などの歴史文化資産や湖・河川・森林などの豊かな自然資源を生かし、それらの周辺環境等の整備と活用を図りながら、地域文化や自然の紹介や観光案内など来訪者向けのサービス機能や施設の充実を図ります。
- ・ 地域資源を相互に結ぶ公共交通の充実や遊歩道・サイクリングルート of 整備を行うとともに、誰にでもわかりやすい案内サイン等を充実させることにより、観光のネットワーク化を図ります。

○ 体験型観光の推進

- ・ 曳山まつりや富田人形などの伝統文化や「よさこい」などの新しい市民イベントを次代へと継承するため、その担い手の育成や関係する施設の充実を図ります。また、それらを生かしながら相互連携を図り、新市の住民の一体感を高めるため、創造的で文化的な観光・交流イベントを創出します。
- ・ 豊かな自然を生かした草野川上流などでのグリーンツーリズムや姉川河口などでのブルーツーリズムを推進し、様々な体験・交流の機会づくりを促進します。
- ・ 観光関係者の学習会や研修会等を計画的に開催し、地域総ぐるみで地域の魅力を高めることにより、この地に来て感銘し、リピーターとして訪れる観光客の増大を図ります。

(2) 次世代成長産業の振興

○ バイオ大学を生かす産・学・官の連携強化

- ・ 長浜バイオ大学を核とした産・学・官の連携を進めるため長浜市バイオ産業振興協議会や長浜バイオ大学産官学共同研究事業開発センター、びわこバイオ産業機構等と連携し、研究成果の地域産業への移転や、バイオ技術等を介した異業種間の連携等を促進するとともに研究機関の誘致を図ります。
- ・ 研究者や学生と事業者との交流機会の充実を図り、地域企業のバイオ産業への進出を促進します。

○ 波及効果の高い企業誘致

- ・ 長浜サイエンスパークへのバイオ関連企業の誘致を進め、新市の産業への波及効果の高い「バイオクラスター」の形成を図ります。
- ・ 細江や東上坂など既存の工業団地のPRを積極的に進め、関連産業の基盤強化や雇用創出につながる企業の誘致を推進します。

○ 商工業の経営革新と起業支援

- ・ まちの経済基盤を支える地域の商業や工業の経営革新や、小規模事業者の活性化に向けたサポート機能の充実や、伝統を生かした新ビジネスやコミュニティビジネスなどの起業化のための各種支援制度の総合活用を促進します。

(3) 環境に配慮した農林水産業の振興

○ 新たな農業の振興

- ・ 農業生産活動により多面的機能を有する農用地等の整備にあたっては、自然環境にできるだけ負荷のかからない整備を行うなかで、産地化を進めるとともに、多種多様な意欲ある担い手の育成に努めます。
- ・ 琵琶湖や河川の水質を保全し、美しい農村景観等を守っていくため、環境調和型農業を推進するとともに、バイオテクノロジーを生かしたアグリバイオなどの新たな農業のあり方を検討します。

○ 森林資源の機能維持と活用

- ・ 水源かん養や自然環境の保全に寄与している森林資源を大切に守り育てるために、森林の適切な維持管理に加え、計画的で一体的な林道や作業道の整備を図るとともに、特用林産物の開発や振興を支援し、意欲ある担い手の育成と確保に努めます。

- ・ 森林が持つ癒しの機能を生かした自然体験やレクリエーション活動を積極的に展開するなかで交流の場を創出するとともに、森林や林業の社会的意義についての啓発を行います。

○ 生活に密着した農林水産物の供給

- ・ 地域特性を生かした安全で安心な食づくりに努めるとともに、ブドウや湖魚などの農水産品のブランド化や新たな特産品開発を推進します。
- ・ 地産地消の促進に向け、朝市の振興や直売機能の充実などによる地域内の生産・流通・販売体制の充実を図るとともに、体験型農業の推進による消費者と生産者の交流機会の拡大に努めます。
- ・ 地域産木材を活用した建物や木工品などについても地産地消を進め、生活のなかに積極的に取り入れることで、地域への愛着を深めます。

(4) 生活文化に根ざした産業の振興

○ 商業拠点の魅力強化

- ・ 歴史を生かした魅力的な商業集積地として中心市街地の商業基盤の強化や交通利便性の高い幹線道路沿いへの適正な商業集積の誘導など、商業サービスの拠点機能の充実を図ります。
- ・ 住民ニーズに対応できる地域商店街の活性化に向けた支援策を講じます。

○ 住民生活に貢献する産業の支援

- ・ 福祉、文化、まちづくりなど、地域のきめ細かいニーズに対応し、地域の発展にも貢献するコミュニティビジネスや新産業の育成支援を図ります。

○ 文化薫る地場産業の振興

- ・ ちりめんなどの伝統産業については、そのブランド力を高めるとともに、付加価値の高い新商品の開発や販路の拡大などを支援します。

(5) 就労機会の拡大

○ 多様な雇用先の確保

- ・ 地元での雇用機会の拡大・創出を図るため、地元企業への積極的な支援に努めます。
- ・ 女性や高齢者、障害を持つひとなどの雇用を促進するため、事業所等が行う労働環境の整備を関係機関とともにサポートします。
- ・ 農業生産法人など第一次産業における雇用拡大を図るため、研修体制や融

資などの支援制度の充実を図ります。

○ 職業能力の開発支援など

- ・ 関係機関と連携しながら、雇用につながる技術の習得機会の充実など、能力開発の支援を進めるとともに、勤労者福祉の充実に努めます。

主要な施策	主な事業
(1) 観光交流産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光交流施設の整備 ・ 観光資源のネットワーク化 ・ グリーンツーリズム等の推進 ・ 観光キャンペーンの推進
(2) 次世代成長産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発機能集積拠点の整備 ・ 企業誘致の推進 ・ 国・県との連携の促進 ・ 商業の振興や中小企業等への支援
(3) 環境に配慮した農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業生産基盤の整備 ・ 農山村の活性化対策 (田園空間整備など) ・ 環境こだわり農業の推進 ・ 森林保全の推進 ・ 生産物の特産品化・ブランド化 ・ 担い手農家の育成支援事業 ・ 地産地消の取り組みの推進
(4) 生活文化に根ざした産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地商店街活性化事業 ・ コミュニティビジネスの支援 ・ 地場産業・伝統産業の振興
(5) 就労機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興による雇用拡大 ・ 職業能力開発への支援 ・ 勤労者福祉対策の充実

2 住むことが誇りとなる環境共生・循環型社会づくり …… 自然・生活環境

清らかな水と豊かなみどりに育まれた自然を次代に引き継いでいくとともに、恵まれた自然環境と活発な都市活動との調和を図るため、資源循環型の社会システムの構築をめざします。

(1) 自然環境の保全・再生

○ 自然生態系の保全・再生

- ・ 早崎内湖の再生をはじめビオトープや湿地等の保全整備など、生態系の保全・再生の先進的な取り組みを総合的に推進するとともに、各地での住民に

よる自然環境の保全・再生活動の支援や環境学習の場づくりを推進し、自然環境保全意識の高揚を図ります。

○ 地域の水質保全

- ・ 住民、事業者、行政が一体となって、琵琶湖や姉川などの河川・沼の水質保全活動に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現に向けた啓発活動を推進します。

(2) 環境共生・循環型地域システムの構築

○ 環境に配慮した生活スタイルの普及

- ・ 省資源・省エネルギーの推進、新エネルギーの活用、リデュース・リユース・リサイクル（ごみの発生抑制・再使用・再資源化）の促進、環境に配慮した消費行動の促進など、地球温暖化防止などに向けた循環型的生活スタイルの普及・啓発を図るとともに、フリーマーケットなど住民による主体的な活動を促進・支援します。
- ・ 環境関連施設等を拠点にした環境学習の充実とともに、環境に配慮した生活スタイルの普及・啓発を図る一方、住民が主体となった環境実践活動を支援します。

○ ごみの資源化や適正処理への対応

- ・ 正しいごみ分別の啓発を図るとともに、湖北広域行政事務センターとの連携により、効率的で確実なごみの分別収集体制の確立に努めます。また、広域ごみ処理施設の適正配置に基づく新たな施設整備を進めます。
- ・ ごみの再資源化・再利用を促進するとともに、住民の自主的な取り組み活動を支援します。
- ・ 散在性ごみや不法投棄に対する啓発活動を強化するとともに、関係機関と連携した美化運動を推進します。

○ 新しい都市型環境共生施設の整備

- ・ 地域との調和と融合、近隣および景観への配慮がなされ、見送りの場である施設として市民の悲しみに配慮できる公害を出さない清潔感のある斎場施設の整備を進めます。

○ 下水道の普及・管理

- ・ 快適な住民生活の実現と自然環境の保全を図るため、公共下水道事業や農

業集落排水事業など、地域の特性に応じた下水道整備を進めるとともに、水洗化率の向上を図ります。

- ・ 快適な生活環境を維持するため、下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに農業集落排水施設の公共下水道施設への統合について関係機関に働きかけます。

○ 安全な飲料水の確保

- ・ 上水道や簡易水道の施設の更新や長期的な配水計画に基づく整備により、良質で安全な水道水の安定供給に努めます。
- ・ 限りある水資源の保全と有効活用を図るため、水源周辺の環境の保全と節水意識の啓発に努めます。

(3) 住みたくなる居住環境の整備

○ 安全な道路の整備

- ・ 住民の日常生活や交流を支える身近な生活道路等については、地域の景観やバリアフリーに配慮しながら、誰もが安心して利用できるよう、整備に努めます。

○ みどりの整備

- ・ 豊かな地域資源を生かした公園や緑地の整備を進めるとともに、幼児から高齢者まで誰もが安らげるよう、身近で愛着のもてる憩いの場づくりを進めます。
- ・ みどりが果たす重要な役割について啓発を行うとともに、花いっぱい活動や交流イベントなどの自主的な活動を支援します。

○ 快適な居住空間づくり

- ・ 土地区画整理事業や住宅団地の造成により宅地の供給を促進し、ゆとりある快適な居住空間の創出に努めます。
- ・ 老朽化が進んでいる公営住宅については、一人ひとりの多様な暮らし方に配慮しながら、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的に整備を行います。
- ・ 豊かな自然や周辺環境に配慮した整備方式や住宅様式、設備等を取り入れた環境共生住宅の建設を促進するとともに、それらにこだわった良質な住宅地の確保に努めます。

(4) 美しい景観の保全・創出

○ 自然景観の継承

- ・ 琵琶湖や河川、みどり豊かな山々などのすばらしい自然環境や地域全域に広がる田園空間の保全と再生を図り、景観を損なうこととなる建築物や広告物の規制等を促進し、優れた自然景観の次代への継承に努めます。

○ 個性あるまちなみ景観の整備

- ・ 伝統的まちなみや集落景観の保全、個性的で魅力的な中心市街地の都市景観の形成など、美しい景観形成に向けた環境整備や住民合意によるルールづくり等に努めます。
- ・ 景観の保全と創造に対する住民の意識向上を図るとともに、住民が主体となった景観形成活動を支援します。

(5) 安全で安心して住めるまちづくり

○ 災害に強いまちづくり

- ・ 災害に強いまちづくりを推進するため、公共施設等の耐震化を進めるとともに、新市全域における防災情報システム等の構築を図ります。また、新市における消防の拠点となる消防本部施設を整備するとともに、地域防災計画等を策定し、各種消防防災施設や設備の充実と人員の適正配置を図り、新市全域における消防・防災力の強化に努めます。
- ・ 地震や大雨などの災害を想定した地域別訓練の実施や自治会単位の防災備品等の整備を積極的に支援するなか、地域が主体となった防災体制づくりを促します。

○ 防犯体制の整備

- ・ 犯罪や事故のないまちを目指し、住民、事業者、行政、警察、学校など地域が一体となった防犯体制や基盤の強化に努めるとともに、犯罪の未然防止のために防犯意識の高揚を図ります。

○ 交通安全の確保

- ・ 交通事故のない安心して暮らせる地域づくりに向け、歩道の拡幅整備や交通安全設備の設置など、交通安全施設の整備・充実を図るとともに、交通安全思想の高揚を図るため、関係機関等との連携のもと、学校教育や生涯学習等の機会を通じて交通安全教育や交通安全広報・啓発活動を積極的に展開し

ます。

○ ユニバーサルデザインへの配慮

- ・ 公共施設をはじめ、道路や鉄道施設などまち全体へのバリアフリー化に努め、すべての人が、安心して快適に生活できる都市空間の整備を進めるとともに、新たな施設においては、誰にもやさしいユニバーサルデザインに配慮した手法による整備を行います。

○ 消費者の権利の尊重および自立支援

- ・ 複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、県の消費生活センターなどとの連携を強化し、相談窓口等の充実と情報の発信に努めます。

主要な施策	主な事業
(1) 自然環境の保全・再生	・ 生態系の保全と再生 ・ 水質保全対策と活動への支援
(2) 環境共生・循環型地域システムの構築	・ 水道施設の整備 ・ 公共下水道整備事業 ・ 農業集落排水施設整備事業 ・ 広域ごみ処理施設の整備 ・ ごみの減量化・適正処理推進事業 ・ 斎場施設の整備 ・ 環境教育の推進 ・ 資源回収リサイクルシステムの構築 ・ 地球温暖化対策の推進 ・ 新エネルギーにかかる調査検討
(3) 住みたくなる居住環境の整備	・ 生活道路の整備、改良 ・ 公園・緑地の整備 ・ 住宅・宅地の整備
(4) 美しい景観の保全・創出	・ 自然景観の保全 ・ まちなみの整備
(5) 安全で安心して住めるまちづくり	・ 地域防災・防犯体制の充実強化 ・ 消防本部および消防署の整備 ・ 防災行政体制の整備 ・ 防災センターや備蓄倉庫の整備 ・ 防災機能を備えた庁舎整備 ・ 交通安全施設の整備 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化促進 ・ 相談窓口等の充実

3 地域全体の人間力を育むひとづくり …………… 教育・文化

豊かな地域文化を育むとともに、地域への愛着と理解を深め、地域の未来を担い一人ひとりが個性豊かに輝き、その能力が発揮できるまちをめざします。

(1) 人権が尊重されるまちづくり

○ 人権擁護意識の高揚

- ・ すべての人が持つ普遍的な権利である基本的人権が保障され、お互いを認めあう人権尊重のまちづくりに向け、様々な機会を通じた人権教育・人権啓発活動を推進し、人権擁護意識の高揚を図ります。
- ・ 地域における学習機会の創出や人権相談の充実を図りながら、地域に根ざした人権擁護活動を推進します。

(2) 多様な学習機会の提供

○ 学び・生きる力を育む教育の充実

- ・ 一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育を進めるとともに、生命や人権を大切にす人権尊重を基調とした教育の推進に努めます。
- ・ 自ら学び、自ら考える主体的な行動力を持ち、心身ともに健やかでたくましい児童・生徒の育成に向けた学校教育の充実に努めます。
- ・ 地域の自然や歴史、伝統、文化の体験・学習、高度情報化、国際化、環境問題などの今日的な課題とともに、国語力の向上のための学習など、地域の未来の担い手となるにふさわしい視野と知識、行動力を持った児童・生徒の育成に努めます。

○ 家庭と地域の教育力の向上

- ・ 地域に開かれた学校教育を推進するとともに、家庭、地域、学校、事業者、行政等が一体となって、いじめや不登校などの教育相談や青少年の健全育成に向けた指導者等の育成と地域の教育環境づくり等に取り組みます。
- ・ 家庭教育に関する支援をするとともに、悩み事を抱える保護者等に対する相談・指導体制の充実に努めます。

○ 子どもたちが生き生きと学べる施設の整備

- ・ 幼稚園、小中学校の学校教育施設については、子どもたちが安全で安心して生き生きと学べる施設になるよう、老朽化等の状況を踏まえ、浅井西小学

校などの校舎や、体育館、プール、給食施設などの整備、改修、耐震化等を計画的に推進します。

- ・ 国際化、情報化社会が進むなかで、外国語教育やコンピュータを活用した情報教育の充実を図るため、それらに対応した設備や備品等の充実を図ります。
- 高等教育機関の充実と連携
 - ・ 新しい時代のニーズに応えられるよう、大学等の高等教育機関の整備充実を促進します。
 - ・ 大学等の高等教育機関や研究機関の知的資源を生かし、公民館など生涯学習施設を活用した公開講座や市民大学の開設など学習機会の充実を図ります。
 - ・ 大学の研究者や学生と地域住民との協働によるまちづくり塾など、大学と地域の連携・交流の仕組みづくりを促進・支援します。

(3) 生涯学習・生涯スポーツの普及

- 学習・文化体験の機会の充実
 - ・ 公民館や各種生涯学習施設における特色ある講座の開設や学習プログラムづくりなど、大学や高校など関係機関や各種団体等と連携しながら生涯学習機会の拡充と学習内容の充実を図ります。
 - ・ 優れた芸術・文化に触れられる機会を充実させるとともに、住民の自主的な芸術・文化の創造活動を支援します。
- 生涯学習機能の充実
 - ・ 図書館や公民館などの利便性を高め、機能を充実するとともに、各種文化施設間のネットワーク化の充実を図り、生涯学習情報の一元化や関係団体間の連携、広域的な学習イベント等を推進し、施設の広域的な有効活用を促進します。また、図書館においては、情報の一元化、ネットワークの整備拡充に伴い、専門性をより高めた図書館サービスの核としての役割や機能を担う中央図書館の施設整備を進めます。
 - ・ 学習の成果の適切な評価とともに、成果としての知識が生かせるよう、各種サークルや団体、指導者の育成に努めます。
- 生涯スポーツの場の創出
 - ・ 体育館やプール、運動場など生涯スポーツの場となる施設の整備・充実を進めます。

- ・ 住民の健康・体力づくりに向け、各種スポーツ活動の振興、スポーツ行事の開催等を進めるとともに、地域総合型スポーツクラブの創設やスポーツ指導者の養成に努めます。

(4) 地域文化の継承・発展

○ 歴史文化資産の保護・継承

- ・ 指定文化財をはじめ、次代に受け継ぐべき歴史文化資産の適切な保存と活用を図るとともに、歴史文化の学習や体験等に資する情報や資料の整備充実を図るとともに、展示・学習施設の適切な改修、整備を進めます。

○ 生活に根ざした文化の継承

- ・ 伝統的な祭りや行事など、地域特有の生活文化を継承するため、地域における技の習得と伝承者の育成を図るとともに、人材や資源などの生活文化情報の記録・整備を図ります。

(5) 国際社会への対応

○ 様々な国際交流の推進

- ・ 都市レベルの姉妹都市交流や児童・生徒の交換留学など、様々なレベルの国際交流活動の取り組みを生かし、幅広い国際交流を推進します。

○ 海外からの来訪者にやさしいまちづくり

- ・ 外国語表記による案内サインや観光パンフレットの整備を推進するとともに、ボランティアガイドの養成や住民レベルのもてなしサービスの充実など、海外からの来訪者が満足できるやさしいまちづくりを進めます。

○ 外国籍住民との共生

- ・ 増加しつつある外国籍住民との多文化共生社会の実現に向け、人権の尊重、教育への取り組み、就労支援、地域社会との交流機会の確保、外国語表記による住民サービスの提供等に努めます。

主要な施策	主な事業
(1) 人権が尊重されるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育・人権啓発の推進 ・ 国際化社会に対応した人権学習の推進
(2) 多様な学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権尊重を基調とした教育活動の充実 ・ 幼・小・中・高が連携した教育の推進 ・ 家庭・地域と連携し、開かれた教育の充実 ・ 児童虐待防止対策の充実

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の健全育成 ・ 幼稚園施設の整備 ・ 小、中学校施設の整備 ・ 学校給食施設の整備 ・ 地域活動への参加 ・ 高等教育機関への支援 ・ 市民大学等の開催
(3) 生涯学習・生涯スポーツの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習活動への支援 ・ 生涯学習施設の機能強化 ・ 生涯学習施設のネットワーク化 ・ 図書館機能の強化 ・ 中央図書館の整備 ・ 市民文化ホールの整備 ・ 総合体育館の整備 ・ 総合運動公園の整備 ・ 生涯スポーツ施設の整備
(4) 地域文化の継承・発展	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史文化資産を生かしたまちづくりの推進 ・ 歴史文化資産の保存・施設整備 ・ 文化財の保護・活用
(5) 国際社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草の根国際交流の促進 ・ 外国語表記による案内サイン等の整備 ・ 外国籍住民との交流の促進

4 ^ゆ結いの心で結ぶセイフティネットづくり …………… 保健・福祉・医療

地域に住む人たちがともに生き、ともに助け合いながら、生涯にわたって健康に暮らせる福祉のまちをめざします。

(1) 次世代育成（子育て）支援

○ 安心して子育てできる環境づくり

- ・ 就労や家族形態、ライフスタイルの変化などによって多様化する子育てニーズを適切に把握し、子育て支援や保育サービスの機能充実を図るとともに、保育所等の計画的な施設等の整備を行います。
- ・ 子どもと子育て家庭を地域で見守り支えていくために、子育てに関する情報や学習機会を提供するとともに、地域での子育て相談・支援体制の充実を図ります。

○ 子どもたちが健やかに育つ環境づくり

- ・ 地域の人材や資源を活用しながら、子どもたちが様々な体験や交流ができる機会づくりや安心して遊べる場づくりなど、子どもたちが健やかに育つ環

境づくりを推進します。

(2) 地域に密着した福祉の充実

- 気づき合い、助け合い、支え合う心づくり
 - ・ 安心してゆとりある生活が送れるよう、お互いが気づき合い、助け合い、支え合う心を育むことができるように意識の高揚を図ります。
- 地域福祉活動の充実
 - ・ 地域福祉を支える人材や団体を育成するとともに、NPOやボランティアなどの活動を支援します。
 - ・ 地域に即した福祉サービスの提供と支援体制の確立を図るため、施設整備を進めるとともに、関係機関等とのネットワークづくりを推進します。

(3) 高齢社会への対応

- 高齢者支援体制の充実
 - ・ 高齢者の意向が尊重される質の高いサービスの提供を図るため、担い手となる人材の育成・確保に努めるとともに、保健・福祉・介護・医療の各機関が連携したサービス提供体制の充実を図ります。
- 高齢者福祉施設の整備
 - ・ 地域の福祉拠点となる介護予防施設の整備を図るとともに、民間との連携と地域の特性を生かし、特別養護老人ホームやグループホーム等の整備を推進します。
- 高齢者の社会活動への参加
 - ・ 高齢者が健康で元気に暮らせるように、生涯学習活動や老人クラブ活動、子どもたちとの交流活動などに対する支援策を講じます。
 - ・ シルバー人材センターの活動や高齢者による起業化などを支援し、雇用と就業の場の確保に努めます。

(4) 障害者（児）福祉の充実

- 地域で安心して暮らせる環境づくり
 - ・ 障害者（児）が、安心して地域で自立した生活を送ることができるよう相談体制の充実とライフステージに応じたサービスの提供を図るとともに、グループホームの整備等により障害者（児）の生活拠点の充実を図り、障害者（児）の自立支援と社会参加を促進します。

- 障害者の就労支援の充実
 - ・ 障害者が、自分の能力に応じて働ける場所を確保できるように通所授産施設等の整備促進を図るとともに、一般就労への移行をめざして関係機関との連携強化を図ります。また、こうした施設等の製品の購入を事業者などに働きかけます。
 - 保健医療体制の充実
 - ・ 障害の予防、早期発見・治療について関係機関が連携して適切な保健・医療サービスの提供を行うとともに、障害の軽減と克服のための支援・相談体制の充実を図ります。
- (5) 社会保障制度の充実
- 安定した生活への支援
 - ・ 傷病や障害、高齢により生活に困窮する住民に対して、健康で文化的な生活を保障するため、生活の自立に向けて適切な支援と指導を図ります。
 - 年金制度の普及啓発
 - ・ 高齢者や障害者の安定した生活を保障するため、国民年金制度の趣旨や制度についての理解と普及を図り、年金制度への適切な加入を促進します。
- (6) 地域に密着した保健医療体系の充実
- 生涯を通じた健康づくりの推進
 - ・ 年齢層に応じた健康づくり運動を展開します。また、ヘルスプロモーションの理念に基づき、家庭・地域・学校・団体や企業等の地域社会が一体となって取り組めるよう、健康増進を支援する環境づくりを推進します。
 - 地域医療の充実
 - ・ 市民の健康管理や初期診療を担うかかりつけ医等を中心としたプライマリ・ケアを推進するとともに、地域の中核的医療・高度専門医療機関の連携・協力を推進することで、適切で実効性の高い医療が提供できる体制づくりを図ります。
 - 保健・医療・福祉のネットワークの充実
 - ・ 病気や障害を持つ人、高齢者等に適切に対応するため、疾病予防、治療、リハビリテーション、介護、福祉サービス等のきめ細かな連携システムの構築や施設の整備を図ります

主要な施策	主な事業
(1) 次世代育成（子育て）支援の推進	・ 保育施設等の整備 ・ 子育て支援体制の整備 ・ 子育て環境の充実
(2) 地域に密着した福祉の充実	・ 互助精神を生かした取り組みの推進 ・ 地域福祉活動の推進 ・ 地域福祉拠点の整備
(3) 高齢社会への対応	・ 高齢者支援体制の整備 ・ 高齢者福祉施設の整備 ・ 高齢者の生きがい対策の推進
(4) 障害者（児）福祉の充実	・ 障害者就業基盤の整備 ・ 障害者福祉施設の整備 ・ 障害者支援体制の整備
(5) 社会保障制度の充実	・ 国民年金の加入促進
(6) 地域に密着した保健医療体系の充実	・ 生涯を通じた健康づくりの推進 ・ 地域医療の充実と施設整備 ・ 保健・医療・福祉のネットワーク化と施設整備

5 連携と拠点機能を生み出す都市基盤づくり …………… 都市基盤

京阪神、中京等との交流・連携を深めるとともに、住んでいる人の生活圏を基本とした身近な交流を支えるため、ネットワークの整備を図り、高度な都市サービスが提供できる都市づくりをめざします。

(1) 計画的で適切な土地利用の推進

○ 適切な土地利用の推進

- ・ 土地利用の推進にあたっては、旧市町の都市計画マスタープランに基づく都市計画区域等の見直しなどにより、適切な規制や誘導を行いながら、自然環境の保全や産業の発展を促すなど、厚みのある都市構造の構築に努めます。

なお、新市において新たな都市計画マスタープランを策定します。

○ 既存施設・地域計画の利活用

- ・ 既存公共施設、既成の地域発展計画や事業計画を活用し、地域に即した効果的な施策を行い、めざすべき都市構造の実現に努めます。

(2) 多様な交通体系の整備

○ 鉄道を核とした広域交通体系の整備

- ・ 地域間の交通アクセスを強化し、平成18年のJR北陸本線の直流化を契機とした広域交通網の整備と合わせ、北琵琶湖を周回運行する琵琶湖環状線の実現や鉄道利用の促進に資する事業展開などにより、京阪神・中京圏等への交通利便性の向上を図ります。

○ 広域交通網と連携した二次交通体系の構築

- ・ 広域交通網の整備とあわせて、鉄道駅をターミナルとしたコミュニティバスなどの二次交通ネットワークを構築し、新市各地における交通利便性の向上を図ります。

○ 主要な道路体系の整備

- ・ 新市の個性ある各地域間のネットワークを強化し、新市の一体性を高め、均衡ある発展を図るため、新市の市役所本庁舎と支所や、旧浅井町南部と国道365号等への連絡道路など、新市の各エリア間等を結ぶ主要な道路や橋梁の整備・充実を図ります。

また、沿道における休憩地などの整備を促します。

(3) 駅を活用したまちづくり

○ JR駅周辺等の市街地整備

- ・ 琵琶湖環状線の整備に伴い、駅舎等の整備や駅周辺の市街地等の整備を推進し、地域の玄関口にふさわしい駅前広場等のターミナル機能の充実と都市機能の集積を図るとともに、美しいまちなみ景観の形成に努めます。

(4) 情報力の向上

○ ITを活用した地域情報通信基盤の整備

- ・ ブロードバンドによる情報通信基盤の計画的な整備を促し、新市の一体性を高めます。
- ・ ITを活用した地元製品の消費運動や文化活動を促進します。

(5) 災害対策の基盤整備

○ 治水対策の推進

- ・ 洪水や浸水から住民の生命、財産を守り、安全で快適な生活基盤を確保するために、河川整備や排水施設の整備を推進します。

○ 治山・砂防対策の推進

- ・ 森林の維持造成を通じて山地に起因する土石流や崖崩れなどの土砂災害を

防止するとともに、水源のかん養、生活環境の保全を図るため治山・砂防対策を推進します。

○ 地震対策の推進

- ・ 地震時の被害を最小限に食い止めるため、道路等の都市基盤や公共施設等の耐震化を進めるとともに、避難場所や避難路等の確保を図ります。
- ・ 民間建築物の耐震化を促進します。

主要な施策	主な事業
(1) 計画的で適切な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な土地利用の促進 ・ 生活拠点施設等の効果的な整備
(2) 多様な交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北陸本線直流化事業 ・ コミュニティバスの利便性の向上 ・ 広域幹線道路の整備 ・ 地域内幹線道路の整備
(3) 駅を活用したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎等の整備 ・ 駅周辺の整備
(4) 情報力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信基盤（ケーブルテレビ等）の整備 ・ ITを活用した地域間交流の促進
(5) 災害対策の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修、新川整備事業 ・ 雨水・排水対策事業 ・ 公共下水道整備事業 ・ 治山、砂防事業 ・ 避難施設等の整備・充実 ・ 木造住宅耐震診断員派遣事業 ・ 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業 ・ 公共施設の耐震化

6 自律と協働による住民自治のまちづくり …………… まちづくり

新市においても、これまで培われた自律と協働という地域性を生かし、住民、行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら、豊かなまちづくりの推進をめざします

(1) 住民自らのまちづくり

○ 住民が主体となったまちづくりの促進

- ・ 各地域における自治会活動をはじめ、ボランティア活動、NPO活動等の自主的な各種住民活動の促進を図り、住民が主人公のまちづくりを実現します。

○ パートナーシップの仕組みづくり

- ・ 住民と行政の信頼関係を強め、住民の声を反映したまちづくりを進めるため、情報公開制度や広報広聴活動の充実を図り、透明性の高い開かれた行政を推進します。
- ・ 住民自らが地域について考え、行動できるよう、まちづくりの自主的な取り組みに関する行政窓口の充実を図り、住民と行政のパートナーシップを促進します。

(2) コミュニティ活動の推進

○ 多様なコミュニティ活動の促進

- ・ コミュニティ活動を支える自治会等の各種団体、ボランティア団体、NPOなどの住民組織に対して、各種の情報提供や適宜適切な支援を行うことにより、新市全体での交流や連携を促進し、自治活動の相互活性化を促します。
- ・ 多様化するライフスタイルに合わせた様々なコミュニティ活動を促進します。

(3) 男女共同参画の推進

○ 男女共同参画の推進

- ・ 男女が社会のあらゆる分野に平等に参画し、互いに喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現に向け、地域や職場における男女平等を目指した学習機会の創出やシステムづくりの充実を図り、地域社会における男女共同参画を推進します。

(4) 広域行政の推進

○ 住民生活を支える広域行政の推進

- ・ 消防、水道、環境衛生、保健医療などにおいて、質の高い生活サービスを効率的に供給していくため、近隣地域との行政事務の共同化を図って行きます。

○ 地域の魅力を高める広域連携の推進

- ・ 国・県等の関係機関との連携・協力により広域幹線道路や公共交通機関の利便性向上を促進し、京阪神都市圏はもとより、中京都市圏、さらには北陸方面など、より広い地域からの交流人口の増加をめざした取り組みを進めます。
- ・ 広域観光ネットワークの強化を図り、地域の魅力づけを図ります。

(5) 健全で効率的な行財政運営

○ 行政改革の推進

- ・ 行政改革を着実に推進して、社会環境の変化に柔軟に対応できる行政組織と行政システムの構築に努めます。
- ・ 職員の政策立案能力を高め、質の高い住民サービスを提供できる職員の育成を図るとともに、地域ニーズに応じた計画的かつ弾力的な定員管理と人員配置を行い、効率的な行政運営を実現します。

○ 財政改革の推進

- ・ 国県の財政改革等、市を取り巻く財政状況の変化を踏まえ、長期的・総合的な観点からまちづくり施策について、その重要度、緊急度、優先度等を見極め、事業の重点化を図ることで、健全で効率的な財政運営に努めます。

主要な施策	主な事業
(1) 住民自らのまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・ 住民参加型イベントの創出・ 市民政策コメント制の推進・ 情報公開・個人情報保護の推進・ まちづくり活動への支援
(2) コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・ コミュニティ活動への支援・ 地域・NPO活動等の支援機能の充実
(3) 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 男女共同参画の推進・ 男女共同参画の啓発・ 男女共同参画支援体制の充実
(4) 広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 広域行政の推進・ 広域連携の推進
(5) 健全で効率的な行財政運営	<ul style="list-style-type: none">・ ISOの認証取得・ 電子自治体の構築・ 行政評価システムの構築・ 職員の政策法務能力の向上・ 計画的な定員管理・ 民間活力の適正な活用

第6章 自律と協働で進める「協力創造都市」プロジェクト

新市のまちづくりにおいて、合併の効果を生かし、新市の一体性を強めるため、特に重視して推進すべき戦略的な取り組みとして、次の5つを重点的なプロジェクトに位置づけます。行政による分野横断的な施策と、住民や事業者の主体的なまちづくりへの参画を有機的に結びつけながら、自律と協働で取り組むことにより着実な実現を図ります。

1 「未来を拓く新産業づくり」プロジェクト

産業構造の厚みと多種多様な雇用形態の創出に向け、異種産業間の融合や産・学・官の連携などの展開により既存業種の魅力や生産力の向上を図るとともに、新たな業種が誘発できるプログラムづくりに取り組みます。

【主な協働の取り組み】

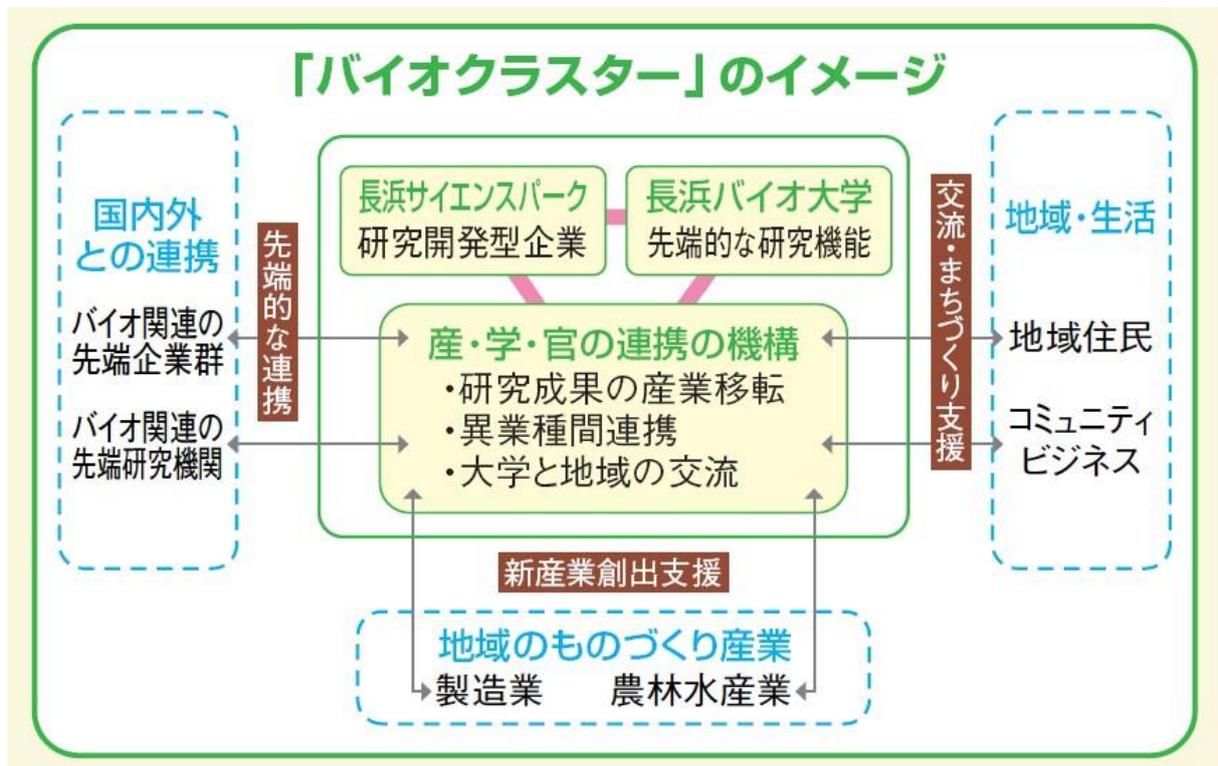
● バイオクラスター創出プロジェクト

- ・ 長浜バイオ大学のポテンシャルと産業化ニーズを一体化できる共同研究の促進や研究所の誘致を進めながら、長浜サイエンスパークをはじめとする工業用地への立地促進とともに、ベンチャー企業や付加価値の高い業種の誘導などにより、バイオクラスターづくりに取り組みます。
- ・ 地域の気候風土に合った農産物の開発や医療分野へのバイオ技術の活用などを促進し、従来の産業の枠を越えた独自の産業システムづくりに取り組みます。

● 新・地場産業創出プロジェクト

- ・ 福祉施設のニーズに応じて、少量で多品目な福祉製品を提供するなど、きめ細かな対応が図れるコミュニティビジネスの育成支援を図ります。また、ITを活用して、地域内において消費される仕組みづくりに取り組みます。
- ・ SOHOを中心としたWEBビジネスの振興を支援します。

「バイオクラスター創出プロジェクト」のイメージ



2 「なごみと文化の暮らしづくり」プロジェクト

伊吹山系から琵琶湖へとつながる豊かな自然資源と、その恵みによって培われた地域特有の歴史文化を生かしたまちづくりを進めます。

先人から受け継いできた、自然や歴史などかけがえのない地域の共有財産を次世代に伝えることにより、誇りとやすらぎのあるふるさとづくりに取り組みます。

【主な協働の取り組み】

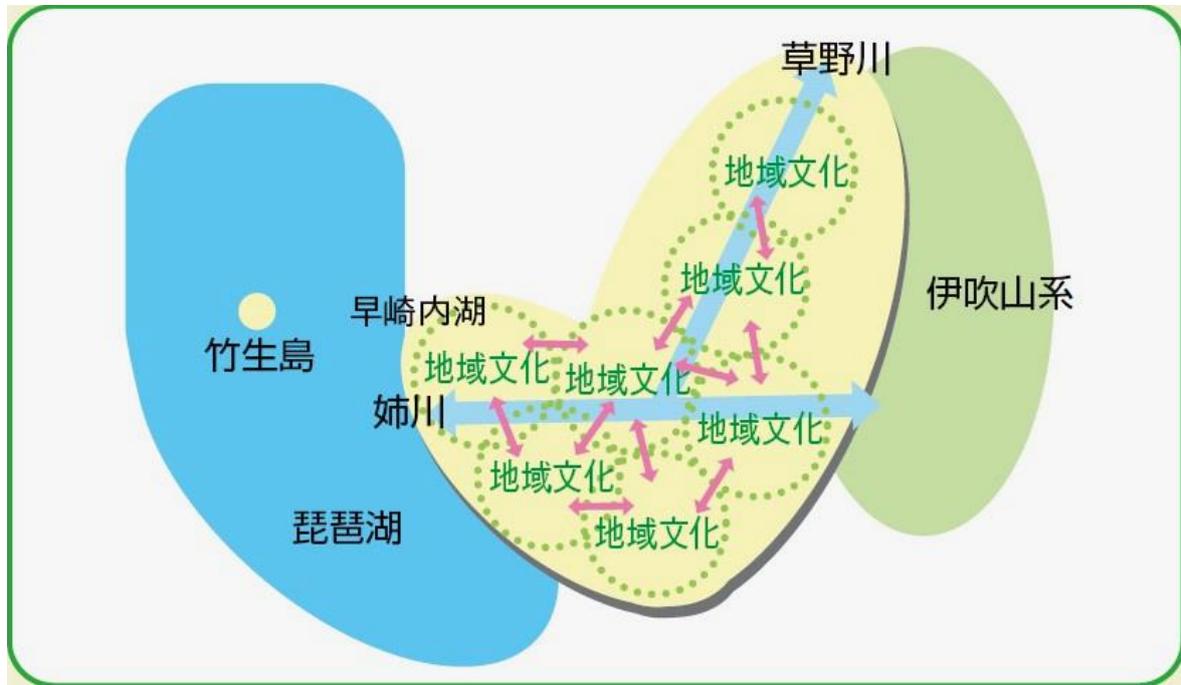
● 自然資源の活用・再生プロジェクト

- ・ 伊吹山系から地域の源流となる草野川や姉川を通じ、琵琶湖・竹生島へとつながる水・みどり資源のネットワーク化を図ることで、新たな魅力を創出し、地域に住む人や来訪者に癒しを与える空間づくりに取り組みます。
- ・ 早崎内湖の再生をはじめビオトープや里山、緑地など、私たちの生活に身近な自然環境の積極的な保全や再生を行うなか、快適な居住空間づくりに取り組みます。

● 地域文化の継承・創造プロジェクト

- ・ 伝統的な祭り・芸能・工芸・産業など地域に根づいた地域固有の文化に磨きをかけ、次の世代に伝えるとともに、住んでいる人が誇りを持てる個性豊かな地域づくりに取り組みます。
- ・ 地域で育んできた特色ある行事やイベントを相互に結びつけながら、一体性のある新たな地域文化の創造に取り組みます。

「なごみと文化の暮らしづくり」プロジェクトイメージ

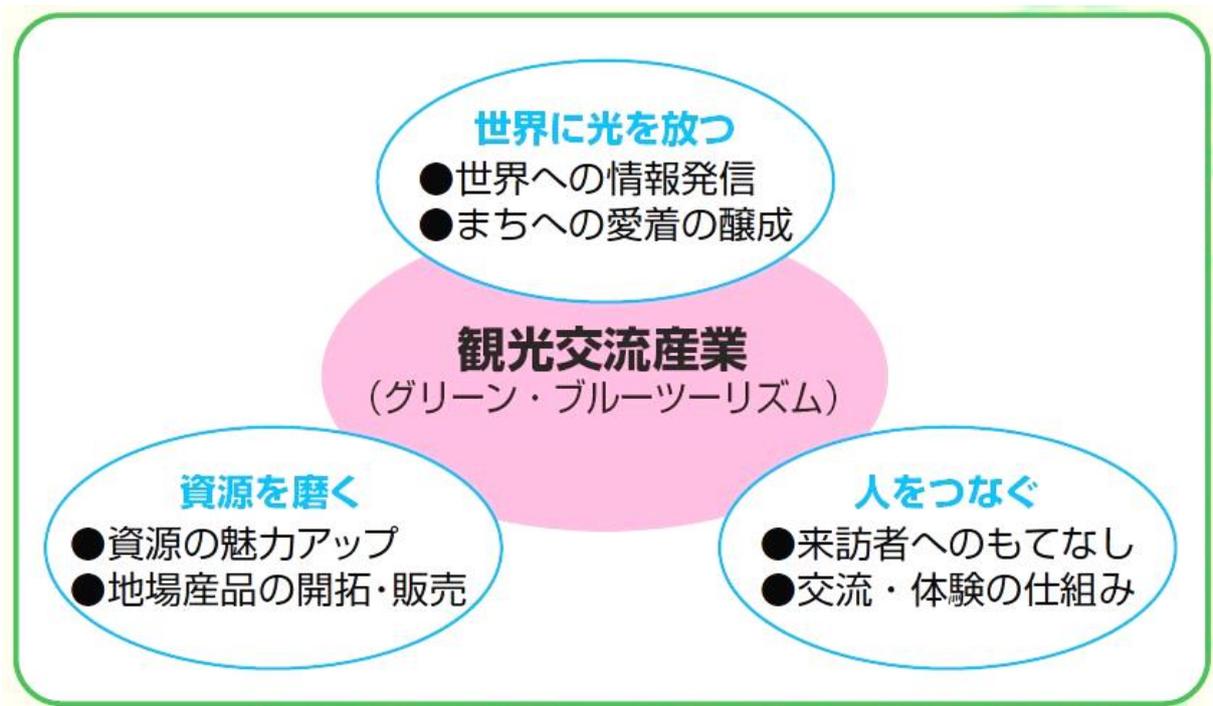


3 「資源が光る活力あるまちづくり」プロジェクト

恵まれた地域資産を活用し、各地域におけるまちづくりの様々な取り組みを有機的に結び、地域の特色を最大限に生かすまちづくりに取り組みます。

【主な協働の取り組み】

- 誇れたいくなる個性創造プロジェクト
 - ・ 地域資産を活用するなか、安全・安心な農林水産品づくりを進めるとともに、そのブランド化や新たな特産品の開発、バイオテクノロジーを活用した農林業の振興に取り組みます。
 - ・ 自然環境や歴史文化資産、農林水産資源を有効に活用し、訪れる人が体験でき、再び訪れたいくなるような個性ある観光地づくりに取り組みます。
 - ・ 伊吹山系、姉川、琵琶湖の豊かな自然を生かしたグリーンツーリズムやブルーツーリズムを促進し、個性豊かな体験・交流づくりに取り組みます。
- 親切で快適な観光交流推進プロジェクト
 - ・ 自然、歴史、文化などの地域資産を生かした観光地を有機的に結びつけるルート設定、ネットワークづくりに取り組みます。
 - ・ 神社仏閣や古戦場などの歴史的資産や各地域で育まれてきた伝統行事等を地域の「光」ととらえ、相互に連携を高めることにより、観光資源ネットワークを形成し、魅力ある観光都市づくりに取り組みます。
 - ・ 来訪者への質の高いもてなしが提供できる地域ぐるみの観光サービスの向上に取り組みます。



4 「支え結びあうコミュニティづくり」プロジェクト

この地域特有の地縁コミュニティと自己実現型のコミュニティとの相乗効果により、子どもたちに郷土愛を培い、高齢者が暮らしの実感を味わえる仕組みを構築し、若者から高齢者までが自律的に住むことを誇りに感じる地域づくりに取り組めます。

【主な協働の取り組み】

● みんなで支える地域づくりプロジェクト

- ・ 地域の伝統文化に支えられた集落などを単位とする自治活動や、NPOなどの市民活動の活発化を図るため、活動の場として既存の公共施設等を提供するなど、その取り組みを支援します。
- ・ 子どもたちの健全な成長を促すため、地域が一体となって子育てができるよう、地域の自主的・文化的活動への支援とその活動拠点の充実に取り組めます。
- ・ 地域で高齢者を見守り支える自主的な活動を支援するとともに、ニーズに応じた福祉施設の充実に取り組めます。

● 交通アクセスと新コミュニティ集落の形成による絆づくりプロジェクト

- ・ 高齢者などの交通弱者のための生活交通として長浜駅を核としたバスや乗り合いタクシーなどの公共交通機関などの整備を促進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通施設等の整備などに取り組めます。
- ・ 省エネルギー、自然や景観との調和など環境共生の暮らしをはじめ、多様な価値観を実現する魅力ある集落の形成（エコ村等）を促すなか、暮らしを通じた新しいコミュニティの醸成に取り組めます。

「支え結びあうコミュニティづくり」のイメージ



5 「食と健康の安心づくり」プロジェクト

住民の健康づくりの取り組みの強化をめざして、農林水産資源や、自然環境、健康づくり施設など地域が持つ健康づくりに資するポテンシャルを上手く活用した総合的なプログラムづくりに取り組みます。

【主な協働の取り組み】

● 安心な食文化の創造プロジェクト

- ・ 「この地域のものをこの地域で、この季節のものをこの季節に」といった地産地消を進めるとともに、一方で、来訪者に対してもこの地域ならではの農林水産物を直接に提供できるよう、安全で環境にやさしい独自の基準に基づいた持続的な農林水産物の生産システムの構築とともに、その流通体制の整備に取り組みます。
- ・ 地域の気候風土に根ざした伝統的な食文化を再認識し、現在のライフスタイルに即した新たな食文化の創造とその発信に取り組みます。

● 健康づくりプロジェクト

- ・ 心身の健康維持・向上を図るため、湖辺や河川、森林などの自然を満喫できる散策道や関連施設の整備を行うとともに、みどりに親しむ活動や市民農園などの健康づくりのための活動を喚起・支援する仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 市域内のスポーツ施設をネットワーク化し、個々の機能充実を図るとともに、医療機関等の協力を得て、年齢や体調に応じた健康づくりプログラムを作成（ヘルスプロモーション）するなど、住民一人ひとりの健康づくりに着眼した支援システムの構築に取り組みます。

「食と健康の安心づくり」プロジェクトイメージ



第7章 新市における県事業の推進

1 県との協働・連携

新市のまちづくりにおいては、行財政運営の効率化を積極的に図りながら、長浜市、浅井町、びわ町の速やかな一体化を促進し、新市全体の均衡ある持続可能な発展を図るとともに、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりを進める必要があります。

しかしながら、当地域は、県北部に位置し、日本海型気候に属するなどの自然的な条件に加え、少子高齢化・人口減少の進行などの社会的条件もあり、地方分権時代でのまちづくりには、大きな制約になるとも考えられます。

このことから、新市のまちづくりにあたっては、県との機能分担や連携強化を図るとともに、新産業の振興や自然環境の保全・再生、都市基盤の整備など、新市の課題を踏まえた県事業の重点的な実施に向け、関係機関との協議・調整に努め、その推進を図ります。

2 新市における主な県や国の事業

主要な施策	主な事業
(1) 多様な産業が躍動するまちづくり	
①観光交流産業の振興	・ 鉄道利用促進事業
②次世代成長産業の振興	・ バイオ産業振興事業
③環境調和型農林水産業の振興	・ ふるさと林道緊急整備事業 ・ 経営体育成基盤整備事業 ・ 農村振興総合整備事業 ・ 田園空間整備事業 ・ 新農業水利システム保全整備事業 ・ 水質保全対策事業 ・ 国営農業用水再編対策事業（国事業）

(2) 自然とひとが共生するまちづくり	
①自然環境の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾事業（海域環境創造・自然再生事業） ・ ヨシ群落保全条例による保全管理
②循環型社会を支えるシステムづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道事業
③安全・安心な生活圏づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全施設整備事業
(3) 連携と活力を生み出す基盤づくり	
①便利な交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県道整備事業 <li style="padding-left: 20px;">国道8号バイパス計画策定（国事業） <li style="padding-left: 20px;">主要地方道・一般県道整備事業 ・ 琵琶湖環状線の整備促進
②防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修事業 ・ 砂防事業 ・ 治山事業 ・ 農地防災事業

第8章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民サービスの低下や住民生活への急激な変化が生じないように、地域特性や地域間バランス、利便性に加えて、人口動態や財政事情を勘案して、計画的、効率的に進めていくことを基本とします。

また、教育、福祉、文化、スポーツ等のための公共的施設については、現行どおり存続することを基本とします。ただし、同一や類似した施設等については、その機能の一元化を図り、機能分担やネットワーク化の推進、管理運営方法等の検討を行い、有効活用を図ります。

なお、現在の長浜市役所は、新市の市役所とし、現在の浅井町役場、びわ町役場は、新市の支所として活用を図るとともに、市役所と支所との間は、情報通信基盤によりネットワーク化を図り、住民サービスの地域間格差が生じないように努めます。

一方、新たな公共的施設の建設については、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に検討するとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効活用するなど、効率的な整備に努めます。

第9章 財政計画

1 財政運営の基本方針

人口減少と少子高齢化が加速する中、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、地方税収入をはじめとする歳入の予測及び歳出の見通しを長期的視点から検討し、限られた財源の効率的な運用を図り、もって「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指すため、基本方針を「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」こととします。

(1) 基本目標

基本方針に沿った財政運営を進めていくため、次のとおり基本目標を設定します。

① 財政の硬直化の回避

財政の硬直化を防ぎ、求められる施策を推進していくため、財政の弾力性を高め財源調整力を確保します。

② 適切な資産管理

公共施設等の更新費用の削減を図るため、公共建築物の総量縮減や計画的で効果的なファシリティマネジメントによるインフラ資産の長寿命化を進めます。

③ 将来負担額の削減

将来世代に過大な負担を強いることがないよう、健全で安定的な財政を保つため、計画的な繰上償還等による地方債残高の縮小を図ります。また、適切な金額を適切な基金に積み立て、将来予期される事業の財源として活用します。

(2) 目標達成に向けた取組

① 人件費の抑制

定員管理基本方針に基づいて適正な定員管理を行うとともに、各種業務の民間委託やデジタルトランスフォーメーション等により人件費総額を削減します。

② 物件費の抑制

公共施設等の適正配置による管理経費を抑制するほか、各種委託業務については、その必要性や内容等について十分精査することで、物件費を削減します。

また、公共施設等の運営については、各施設の実情に応じた管理形態を採用します。

③ 補助費等の抑制

補助金制度ガイドラインに基づき、補助金の公益上の必要性や効果等を検証・見直しを行うことで、補助費等を削減します。

④ 公共施設等の総量縮減・長寿命化

公共施設等総合管理計画に基づいて、公共建築物の総量縮減を進めるとともに、インフラ資産も含めた公共施設等の長寿命化に係る経費は、毎年度安定的に確保します。

また、公共施設等の解体に係る経費を確保することにより、不用な施設については、適切に除却等を進めていきます。

⑤ 投資的経費の適正化・平準化

投資的経費にあつては、規模と経費の適正化を図ることにより、毎年度の投資額を抑制します。また、本市における政策課題の解決に資する事業を厳選し、投資的経費の年度間の平準化を図ります。ただし、合併特例債や合併推進債を活用できる事業については、発行可能期間内に実施します。

⑥ 地方債の繰上償還

将来世代の負担を軽減するため、地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。

⑦ 基金の活用

財政調整基金は、大規模な災害や不測の事態の財政需要に備えるため、一定額を確保します。

減債基金は、地方債の繰上償還等の地方債償還の財源として積極的に活用します。

特定目的基金は、事業の目的に応じて、計画的に活用します。

また、経費削減や不用な財産の売却等の行革努力により生み出した財源は、将来需要が予測される基金に適切な金額を積み立てます。

2 財政計画

【前提条件】

財政計画は、次の前提条件により作成します。

- (1) 会計は、普通会計（公営事業会計や企業会計以外）を対象に作成します。
- (2) 将来推計にあたっては、「中長期の経済財政に関する試算（令和5年1月24日経済財政諮問会議提出内閣府資料）」及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考にしています。
- (3) 歳入歳出の主な前提条件

① 歳入

ア 地方税

令和5年度予算額をベースに、予定されている税制改正を反映しつつ、過去の実績等を勘案して推計しています。

イ 譲与税・各種交付金等

森林環境譲与税は段階的な配分額の引上げを反映、地方消費税交付金は国の経済成長見通し（消費者物価上昇率）を勘案して反映、その他の交付金等は令和5年度予算額を基本に推計しています。

ウ 地方交付税

普通交付税は、地方税の伸び率をはじめ、人口減少による影響や、地方債借入に伴う補正を反映して推計しています。

エ 国庫支出金・県支出金

現行の国県の補助制度を基本に、歳出見込や過去の実績等を勘案して推計しています。

オ 地方債

現行の地方債制度により、投資的経費に係る地方債や臨時財政対策債を見込んで推計しています。

カ その他

過去の実績等を勘案して推計しています。

② 歳出

ア 人件費

定員管理基本方針をベースに、今後の年齢構成の変動等や業務改善・デジタルトランスフォーメーション取組による削減効果を勘案して推計しています。

イ 扶助費

各扶助費における近年の推移や制度改正、人口減少の影響を見込んで推計しています。

ウ 公債費

令和4年度までの借入に対する償還額と、令和5年度以降の地方債発行見込額を試算して推計しています。

エ 物件費

国の経済成長見通しを勘案して推計しています。

オ 維持補修費

公共施設マネジメントの取組による計画的な補修経費を見込んで推計しています。

カ 補助費等

一部事務組合で予定されている大型事業を見込むとともに、近年の推移を勘案して推計しています。

キ 投資的経費

各年度の財政状況に対応し推計しています。

ク その他

過去の実績等を勘案して推計しています

歳入・歳出の見通し

(単位：百万円)																				
歳入	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方税	10,866	12,107	12,222	17,448	18,424	18,296	17,257	17,093	17,095	16,804	16,818	16,856	16,785	16,935	16,643	16,744	17,208	16,894	17,062	17,112
地方譲与税	931	322	310	508	516	505	474	450	428	425	420	418	423	436	450	457	435	444	455	455
各種交付金等	1,343	1,134	1,098	1,593	1,619	1,547	1,401	1,475	1,603	2,544	2,208	2,389	2,585	2,754	2,944	3,770	3,429	3,463	3,490	3,509
地方交付税	7,518	6,814	6,883	15,389	17,621	17,777	17,677	17,810	18,062	17,448	16,666	16,262	15,807	15,462	15,569	16,636	16,359	14,200	15,256	15,197
国県支出金	4,729	4,591	4,340	12,436	10,443	9,315	9,323	11,748	10,126	10,183	11,029	10,035	10,545	11,836	25,486	15,567	13,177	10,820	11,992	12,720
分担金及び負担金	174	220	256	380	362	416	476	521	542	549	413	406	385	334	225	257	270	146	146	146
使用料及び手数料	681	614	597	812	825	874	825	758	736	701	616	655	651	513	351	320	352	360	360	360
財産収入	65	93	137	592	282	848	295	443	504	250	353	289	424	865	380	429	324	299	299	299
寄附金	32	12	51	34	4	5	11	6	11	17	70	97	66	76	128	376	356	350	350	350
繰越金	750	735	557	1,660	2,717	700	1,923	1,996	2,252	1,777	2,436	1,668	2,388	3,524	3,796	753	2,279	50	0	0
繰入金	131	1,308	756	3,884	2,449	746	631	324	865	272	838	3,173	2,876	1,847	2,468	1,834	2,892	3,442	2,867	2,057
諸収入	4,397	4,259	3,898	5,172	4,627	1,155	905	920	896	888	860	851	865	758	747	1,228	1,157	1,231	1,468	1,328
地方債	3,521	4,491	2,238	4,218	5,887	3,412	6,785	7,196	5,608	3,875	2,501	3,550	5,207	5,686	5,420	2,392	1,131	1,223	4,992	3,109
歳入合計額	35,138	36,700	33,343	64,126	65,776	55,596	57,983	60,740	58,728	55,733	55,228	56,650	59,006	61,026	74,607	60,763	59,369	52,922	58,737	56,641

(単位：百万円)																				
歳出	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	5,433	5,468	5,433	10,266	8,224	8,139	7,982	7,626	7,969	7,581	7,800	8,091	8,060	7,980	9,281	10,547	10,414	10,363	10,676	10,511
扶助費	4,076	4,294	4,480	6,478	8,900	9,355	9,576	9,652	10,169	10,072	10,419	10,470	10,256	10,497	10,998	12,223	11,369	10,903	11,414	12,051
公債費	3,368	3,906	3,959	7,930	9,050	6,766	9,814	8,600	7,253	5,124	6,052	5,928	5,213	5,260	5,110	4,537	4,284	4,086	4,417	3,923
物件費	3,667	3,581	3,616	7,761	6,360	6,843	6,269	6,623	6,753	6,822	6,971	6,824	6,707	6,900	7,193	8,088	8,373	8,059	7,888	8,210
維持補修費	111	168	135	310	149	165	207	208	260	265	309	317	415	315	352	335	480	233	434	434
補助費等	4,316	4,104	4,274	10,695	7,370	6,723	6,308	6,283	6,526	6,503	6,537	7,446	10,710	8,965	24,785	10,073	10,235	9,371	11,517	9,783
積立金	664	2,647	811	1,379	8,354	5,467	578	2,322	2,096	4,025	2,704	2,500	2,746	2,926	3,815	1,917	2,795	426	426	426
投資及び出資金、貸付金	3,490	3,272	2,668	3,175	2,871	393	680	689	1,012	770	819	738	798	791	848	924	924	936	865	883
繰出金	3,111	3,162	3,339	5,525	5,234	5,669	5,726	5,787	6,244	6,423	6,566	6,766	4,847	4,883	4,966	4,897	4,991	5,246	5,327	5,327
投資的経費	6,167	5,541	4,053	7,890	8,564	4,153	8,847	10,699	8,669	5,712	5,383	5,181	7,407	10,041	5,425	4,943	3,186	3,300	5,664	5,094
歳出合計額	34,403	36,143	32,768	61,409	65,076	53,673	55,987	58,489	56,951	53,297	53,560	54,262	57,159	58,558	72,773	58,484	57,052	52,922	58,737	56,641

※歳入・歳出ともに平成20年度～令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額です。

【参考資料】 用語解説

【あ行】	
アグリバイオ	アグリはアグリカルチャー（農業）、バイオはバイオテクノロジー（生命工学）の略語で、両者を合わせた造語。医薬開発や機能性食品の開発等に関する研究分野を指す。
案内サイン	道路等に設置され、主に路線や目的物の位置等を表示し、道案内を行うための交通標識。
IT	77頁参照。
インターネット	世界中のコンピュータを相互に結びつけ、文字、画像、さらに音声を含めた多種の情報をやりとりすることができる、地球的規模で行われる情報のやりとりの仕組み。
エコ村	環境（エコロジー）に負荷をかけない、環境と調和した豊かな暮らしを目指す人々が集まって生活する場所（むら）。
NPO	77頁参照。
【か行】	
環境共生住宅	地球環境を保全するため、地域特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅および住環境。
グリーンツーリズム	緑豊かな自然や美しい景観、個性的な伝統文化など、都会にはないゆとりとやすらぎを求めて、都市生活者が農山村にゆったりと滞在し、体験・交流することを目的とした旅行。
グループホーム	知的障害のある人や認知症高齢者等が、小規模な生活の場で、少人数単位で生活する共同住宅の一形態。食事の支度や掃除などをスタッフと共同で行い、家族的な雰囲気の中で生活を送ることにより、症状の進行を穏やかにしたり、家庭介護の負担軽減を目指す。
グローバル	全地域的な、全世界的な。
ケーブルテレビ	通信ケーブルを媒体にケーブルテレビ局と各家庭を結ぶテレビのことで、難視聴地域の解消を目的として始められた。テレビ放送などのほか、地元の情報などを配信する「コミュニティチャンネル」などもあり、地域密着型のテレビ局。現在では、多チャンネルの番組サービスをはじめ、インターネットサービス、ゲームのデータ配信サービス、カラオケ、ホームセキュリティ、CATV電話など、あらゆるサービスに利用されている。
コミュニティ	共同体としての意識を持った地域社会。居住地や関心を共にすることで営まれる共同体。
コミュニティバス	需要が小規模で採算がとれないため、従来の路線ではカバーしきれない地域や、交通空白地帯で運行されている停留所間隔が短いバス。
コミュニティビジネス	地域の人々が地域の人材、資源、技術などを活用して、子育てや

	介護、環境・リサイクル、タウン情報の提供など身近な地域の需要を満たしたり、課題解決や活性化を図る小規模なビジネス。
【さ行】	
サイクリングルート	自転車によるサイクリングを行うための周遊路。
新エネルギー	太陽光や風力、生物が作り出すバイオマスエネルギーなど、自然でクリーンなエネルギーや二酸化炭素の発生が少ない合成エネルギーなど。
スローフード	イタリアで始まったNPO（非営利）運動。ファーストフードによって、全世界で味の均質化が起こっていることに危惧を抱いたイタリアの人たちが、地元の食材と「食」にまつわる文化を大事にしようと取り組み始めたもの。
スローライフ	スローフードの考え方を、生活（ライフ）全体の豊かさに広げてとらえたもの。
【た行】	
ターミナル	鉄道、バスなど多くの交通路線が集中した終着駅、また、始発駅。
地産地消	その土地で採れたものを、その土地で消費すること。土地の気候風土に合った農林水産物を新鮮なうちに食べる。また、そのための流通等の仕組み。
特産林産物	しいたけやえのきたけ等のきのこ類、竹材、うるし等の伝統的工芸品原材料、木炭等の木質系燃料、樹実類、山菜等をさす。農山村地域における重要な産業の一つ。
都市サービス機能	比較的規模の大きな都市で成り立つサービス機能や産業。情報サービス、業務サービス、ホテル、スポーツ・レクリエーション等。
【な行】	
ネットワーク	網状のもの。道路ネットワークや情報ネットワークなど。
【は行】	
パートナーシップ	住民・事業者・行政などが、互いを自立した主体的存在として認め合い、尊重し合った上で、対等な関係のもとでそれぞれの役割と責務を明らかにし、共通の目標に向かってまちづくりなどの事業を協力・連携して進めていくこと。
バイオ、バイオテクノロジー	生命工学、遺伝子組み換えなどにより新しい生物を創り出し、製薬など化学工業に応用する技術。
バリアフリー	高齢者や障害者が生活・行動していく上で妨げとなる物理的・精神的な「障壁（バリア）」をなくして、誰もが安心して暮らせる生活・社会環境をつくろうという考え方。
PFI	77頁参照。
ビオトープ	ドイツ語のBio（生物）とTope（場所）の合成語で、野生生物が共存共栄できる生態系を持った場所。
琵琶湖環状線	JR西日本のアーバンネットワークを走る新快速等の直流専用電車がこれまで乗り入れられなかった滋賀県内の北陸本線と湖西線の交流電化区間を、直流方式に切り替えることで、京阪神方面が

	ら琵琶湖線および湖西線を經由して、琵琶湖の周囲を環状運行する鉄道網を形成しようとする事業。
プライマリ・ケア	初期診療における総合的な診断と治療
ブランド	品質、銘柄、商標。
ブルーツーリズム	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
ヘルスプロモーション	健康づくりに取り組もうとする人を社会全体で支援し、健康づくりが行いやすい環境を整備するという考え方
ポテンシャル	将来の可能性、潜在能力。
ボランティア	個人の自発的な意志によって無償で社会的な活動を行う人のこと。またはその行為。
【ま行】	
マスタープラン	基本となる計画。
【や行】	
結い（ゆい）	共同体の相互扶助の仕組み。
ユニバーサルデザイン	様々な人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境等をデザインすること。
【ら行】	
ライフスタイル	人それぞれの価値観から生み出された、生活様式や行動様式。衣食住から交際、娯楽等を含む暮らしぶり、さらにはその元になる生活に対する考え方や習慣なども含めて捉える。
リサイクル	資源を再生利用すること。
リデュース	ごみの発生を抑制すること。
リユース	再使用。不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。
【アルファベット略語】	
IT	Information Technologyの略。情報技術、情報通信分野を広くとられて用いる語。コンピュータやインターネットを支える機器類やソフトウェア技術などをいう。
NPO	Nonprofit Organizationの略。営利を目的としないで社会に対するサービスを提供する非政府団体・民間非営利組織の総称。福祉、環境、教育、人権問題など、公益活動に取り組むボランティア的団体が多いのが特徴。平成10年、この組織に法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法」が成立している。
PFI	Private Finance Initiativeの略。民間資金主導型の公共施設整備手法で、民間の資金とノウハウを活用して効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る仕組み